

警察監獄學會雜誌

版 權 第 六 号 所 有

目 録

論 說

○監獄官ニ對スル清浦警保局長演說
筆記

○清浦警保局長談話筆記(其四)

○獄務顧問ゼンバウハ氏談話筆記
(其二) 小河滋次郎譯述

統 計

○全國銃砲火藥免許商並火藥庫ノ數

雜 報

○水難救助船

○非政社ニ對する警察取締法

○湯屋の三助

○看守ノ前途

○看守部長

○押丁

○細見

○娼婦の寫真

○牛馬の牽引法

○獨逸の老料補助金

○兵式の規律

○監獄は別世界に非ず

○典獄の策動

○監獄は政事の試金石なり

○新聞紙の讀賣

○乞食の繁殖

○消火法の疑

○監獄官練習所と警官練習所

○典獄諸君の上京

○在監人の番號

○萬國監獄博覽會出品物の續き

○在監人の接見又は差入物願

○女監取締の着服

○犯數調に就て

○巡査部長に就て

○査官の名譽

問 答

○在監人ノ着衣ニ縫着スル番號ヲ書
スヘキ品ヲ問フ解答

法令註解

○迎閱規則註解(承前)

○内務省訓令第十六號註解

寄 書

○外役ノ弊害ヲ論ス

東京 天 狗 道人

○共同消費組合ノ利益ヲ説テ讀者
諸君ニ其試談ヲ切望ス

法科大學々生服部甲子造

● 翻譯 ●

- 監獄管理
英國ハーバート・スペンサー述
英國警察法沿革(第壹號稿)
警察局出仕日急豐作譯
- メルボルン監獄吏員服務規程(承前)
警察局出仕眞木 喬譯
- ベルギー・ジョン氏ノ犯罪人分類法
(承前)
法學士 松井慶四郎譯
- 英國刑事サー・ヘンリー・ホーキンス
警察官ニ與フル書
法學士 石井常英譯
- 日本の獄制
綾瀬村 岳洋居士識
- 獄事監察委員會
監獄全書
- 附 錄 ●
○消防講義(承前)
警視廳消防本署御藏書

○民法訴訟法講義錄發行並豫約員募集廣告

今回發布セラレタル民法數編及民事訴訟法並ニ將來發布セラルベキ諸法典ノ註釋ハ各專門學士ニ依屬シ漸次別科講義錄ニ分載スルノ見込ニ候處抑モ右諸法典ハ其條項極メテ夥多ナルガ故ニ其完成モ容易ニ期シ難キ次第故此際特ニ該講義錄ヲ發行シ印刷實費ヲ以之ヲ頒タント欲ス有志ノ諸君ハ左ノ方法ヲ參照セラレ至急豫約ノ申込アラソフヲ乞フ但準備整頓ノ上ハ詳細廣告ス可シ

一 毎月一回宛發行シ各編概テ十二ヶ月ヲ以終局スベシ

一 一回ノ紙數大約一百五十ページ以上トス

一 一ヶ月ノ會費凡金二拾錢以內全國無遞送料トス但本會々員並十名以上ノ申込ニ限り特ニ割引ノ法ヲ設クベシ

警察監獄學會雜誌第六號

論 說

左ノ一篇ハ本年三月廿七日清浦警保局長ヨリ今回召集ノ監獄官一同ニ對シ演述アリタル大意ノ筆記ナリ今幸ニ許可ヲ得テ本欄ニ掲載スルコトセリ

諸君 予ハ先ツ諸君カ此度内務大臣閣下ノ訓令ニ從ヒ監獄官練習所第一期ノ召集員トシテ此ニ無事着京セラレタルヲ祝シ併セテ風土氣候ノ異ナリタル地ニ滞在セララル、ヲ以テ十分衛生上ニ注意シ健康ヲ保ツ、勉強セラレムヲ禱ル僭本日、諸君ノ參集ヲ請ヒタル次第ハ兼テ諸君モ知ラル、通り練習所ハ來ル四月一日ヲ以テ簡素ナル開所式ノ典ヲ行フ筈ナルニ付キ其節小官モ出席シテ練習所設立ノ趣旨ヲ開陳スル積リナリシカ昨日俄カニ愛知縣出張ノ命ヲ受ケ終ニ其意ヲ果スヲ得ス依テ本日一同ノ諸君ニ對シ豫メ

一言ヲ陳述スルノ必要ヲ認メタレハナリ

這般内務大臣閣下カ監獄官練習所ヲ設立セラレタルノ旨趣ハ監獄事務ノ改良進步ヲ冀圖セラレタルニアルコト勿論ナリシガ其冀圖ヲ達スルニハ先ツ泉源ヲ潔クシテ然ル後末流ニ及ホスノ手段ニ出テラレシ譯ナリ凡ソ事物ノ改良ヲ期シ完成ヲ計ラント欲セハ先ツ事ニ從事スル者チノ其事務ニ訓練セシムルヲ務メフンハアルヘカラス然ラサレハ獄則、如何ニ完備ナリト稱スルモ建築如何ニ善美ナリト謂フモ苟クモ局ニ當ルモノニシテ其人ヲ得サレハ美績好果ヲ舉ケンコトハ到底得テ望ムヘキニ非ラサルナリ所謂工其事ヲ善クセント欲スレハ先ツ其器ヲ撰フノ理ニテ人物ノ訓練養成ハ事業改良ノ最モ急務タラスンハアラサルナリ從來ノ經驗ニ由テ之ヲ觀レハ世人一般ノ感想ハ尙ホ監獄ヲ舊牢屋視シテ幾分力之ヲ輕蔑スルノ傾ナキニアラス從テ之ニ從事スル官吏ノ如キモ等シク

同一官吏ニシテ他ノ官吏ニ比スレハ往々其尊信ヲ缺ク所ナキ能ハサルモノ、如シ是レ實ニ監獄事務ノ一大不面目ナルコアラヌヤ監獄管理ハ一ノ學科ナリ而カモ一ノ高尚ナル專門ノ科學ニ屬ス監獄管理ハ一ノ政務ナリ而カモ地方政務ノ中ニテリ緊要ノ政務ニ屬ス此高尚ナル科學ヲ修メ此貴重ナル政務ヲ掌ル者ニシテ豈漫然世人ノ輕蔑ヲ受ケ其尊信ヲ缺クノ理アラシヤ然ルニ我國ニ於テ全ク事相ノ之カ反對ニ出ル所以ノモノハ世人ノ未ダ監獄ノ本体ヲ領知スルモノ少キニ由ルト雖一ハ亦タ斯ノ事務ノ實績顯著ナラス且ツ當局者其人ニシテ間々自ラ其地位ヲ蔑如スルカ如キコトアルニ職由セスンハアヲサルナリ若シ夫レ當局者其人ニシテ能ク治獄ノ本領ヲ解シ其實務ニ通曉練達スル所アラハ若々其成績ノ顯著ナルモノアルヲ見ルニ至ルハ必然ナリ内務大臣閣下ノ監獄官練習所ヲ設立セラレタル趣旨實ニ此ニアリト信ス

諸君ハ典獄即チ監獄ノ支配者コノ最も重要ナル地位職務ヲ占ムル者ナリ諸君ノ地位ハ之ヲ人身ニ譬フレハ猶ホ頭腦ノ如シ頭腦ノ人身ニ於テ最も重要ノ機關タルニ同シ典獄ノ地位ハ一日モ監獄ト相離ルヘカラズ頭腦欠クレハ手足ノ運動忽チ休止スルカ如ク典獄其職務ヲ離ルレハ僚屬ノ運動ハ少クモ阻止停滯スルニ至ルノ憂ナキヲ保スヘカラス故ニ此ニ短カラサルニケ月間ヲ以テ此重要ナル職務ノ機關タル典獄ノ職ニアル諸君ヲ召集シテ練習ヲ施スコトハ恰カモ頭腦ヲ人身ヨリ奪フカ如ク職務ノ運動上多少ノ懸念ナキ能ハサル所ナリ然レモ凡ソ物ノ改良ハ勢ノ異ル所之上ヨリ下ニ及ホスハ易ク之下ヨリ上ニ及ホスハ則チ難シ之上ヨリ及ホス所所謂屋上ニ瓶水ヲ覆ヘスカ如ク一注奔瀉ノ勢ヲ以テ終ニ事物全體ノ改良ヲ期スルコト敏速ニシテ且ツ普及ナリ曾テ警官練習所ニ於テ年少ニシテ才學アル警官若干名ヲ召集シ

テ練習セシコ其一個人ヲ訓練養成スルノ目的ハ充分ノ好成绩ヲ以テ之ヲ達シタルニモ拘ラス其施及スル所ノ範圍ハ官等ノ低ク經驗ノ淺キ爲メ終ニ豫期ノ如クナル能ハス然ルニ其後ニ至リ一課若クハ一署ノ長タル即チ事ノ重要ナル機局ニ當ル者ヲ召集シテ訓練セシニ其成績ハ最も顯著ニシテ施及スル所ノ範圍亦頗フル廣博ナリ所謂勢ノ異ナル自然ノ結果ニシテ下ヨリ上ニ及ホスノ難ク上ヨリ下ニ及ホスノ容易ニ且ツ効力アルヲ知ルヘシ是レ今同多少ノ時日、監獄ノ頭腦タル諸君ヲ其職務ノ地位ヨリ離レシムルノ不利ナルヲ認メタルニモ拘ハラズ職務ノ改良進步ヲ期スルカ爲メニ諸君ヲ召集スルノ止ムヘカラサル所以ニシテ内務大臣閣下ノ精神ノアル所亦タ此ニ外ナラサルヲ記憶アラソヲ望ム

職務ノ改良ハ夙ニ主務大臣ノ注意セラル、所ニ其今日ニ至ル迄既ニ業ニ大ニ舊來ノ面目ヲ更新シタル

ノ事實ハ今敢テ此ニ喋々スルヲ要セス然レモ如何セソ未タ盡ク積年ノ餘弊ヲ一掃シ大ニ文明ノ新主義ヲ適用ノ若々進步改良ノ實績ヲ見ルニ至ラス要スルニ他ノ事物ノ改進シタルニ比シ又タ進メテ之ヲ歐米諸國獄制ノ完整シタルニ較フレハ頗フル幼稚ノ地步ニ立脚スルヲ免レスト斷言スルモ決シテ誣言ニ非ラサルヘシ内務大臣閣下亦タ此ニ見ル所アリ、遠ク職務顧問トシテセーバハ氏ヲ獨逸國ヨリ聘シ特ニ練習所ヲ開キ顧問ヲシテ司獄官吏ニ對シ實務上ニ理論上ニ職務諸般ノ事項ヲ教習セシム、此機會ハ實ニ職務改良上一大段落ヲ爲スヘキコト論ヲ保タスシテ明ラカナリ、此機會ニ得難キノ好機會ナリ、諸君願ハクハ充分此好機會ヲ利用セラレ終ニ大ニ職務改良ノ實績ヲ顯ハシ上、内務大臣閣下ノ趣旨ヲ滿タシ下地方人民ノ冀望ニ適スルニ至ラシメンコトヲ望ム

顧問ノ講義ハ譯官ヲシテ之ヲ口譯セシム、思フニ語

論說

音相通セサルカ爲メニ充分相互ノ意思ヲ貫徹セシムル能ハス爲メニ諸君ヲシテ隔靴搔痒ノ感ヲ抱カシムルナキコト能ハサルヘシ然レトモ這ハ語音相通セサル自然ノ結果ニシテ亦タ奈何トモスヘカラス要スルニ顧問ノ精神ハ一意我カ帝國政府ノ爲メニ盡シ、練習生ヲシテ成ルヘク多ク得ル所アラシメント欲スルニ外ナラサルヘキカ故ニ諸君ニ於テモ能ク此精神ノアル所ヲ了承シ多少隔靴搔痒ノ感アルモ姑ラク之ヲ忍ンテ謹聽セラレシコトヲ望ム老實持重ノ者モ學校等ニ入レハ動モスレハ輒チ生徒氣ヲ起シ或ハ不平ヲ鳴ラシ無責任ノ舉動ヲナスニ至ラントス此點ハ豫メ充分ニ諸君ノ注意アラシコトヲ望ム

諸君カ練習所ニ於テ研修セラレタル事項ニシテ其善良ナリト認メタル所ノモノハ諸君ノ職權ニ由リ若クハ相當ノ手續ヲ以テ實行シ得ヘキ限リハ成ルヘク之ヲ實行スルニ至ラシメントコトヲ望ム善ハ則チ善ナリ

ニ別ニ講師ヲノ之ヲ講述セシムルノ必要ナキヲ認メ今回ハ故ラニ之ヲ省キ之ニ代フルニ質疑會ナルモノヲ以テセリ而シテ疑義ノ決セサルモノハ警保局長ニ對シテ質疑ヲ起シ局長ハ局議若クハ省議ヲ盡シテ之ニ回答スヘシ質疑會ニ於テハ討論ノ通弊トシテ動モスレハ高遠ニ馳セ浮華ニ流ル、コトナキ能ハス論辨ハ實着チ旨トシ實際必要ノ事項ニ限定スルヲ要ス高尚浮華ノ空論ハ嚴ニ之ヲ禁遏スヘシ絶テ無クシテ稀レニ有ルホトノ假例ヲ設ケテ喋々討議スルカ如キハ務メテ之ヲ避ケサルヘカラサルナリ是等ノコトハ諸君ノ既ニ飽マテ了知セラル、所ナリト信スレハ聊カ一言ヲ述ヘテ諸君ノ注意ヲ請フ要スルニ貴重ナル質疑會ヲシテ徒ラ口舌ヲ弄シ辨論ヲ開ハスノ討論場トナルカ如キコトナカラシテ望ム

獄制ノ基ヲ所ハ刑法ニアリ故ニ司獄ノ局ニ當ル者ハ必ラス先ツ刑法ノ規程ニ通曉セサルヘカラス然レハ

ト雖モ地方ノ事情之ヲ許サス議會ノ牽制スル所トナルカ爲メニ亦タ奈何トモスヘカラス故ニ斯クノ如キコトハ學問ノ爲メ之ヲ聽クハ可ナリ實行セシカ爲メ之ヲ聽クモ其甲斐ナシト謂フカ如キ自棄心ヲ最初ヨリ胸中ニ貯ヘテ聽講スルカ如キコトアリテハ折角監獄官練習所ヲ開設セラレタル趣旨モ水泡ニ屬シ諸君モ亦徒勞タルヘシ

若シ夫レ地方經濟之ヲ許サ、レハ徐々改良ノ歩武ヲ進メ終ニ其目的ヲ達スルニ至ルヲ俟ツモ改良實施ノ準備ハ立ロニ之レニ着手スルノ覺悟ナカルヘカラサルナリ之ニ反ノ其講演スル所我國ノ法律規則外ニ涉ルコトハ唯我參考トシテ開置クヘキコト勿論ナリ

監獄法及ヒ實務練習ハゼーバツハ氏之ヲ擔當シ刑法々理ハ穗積博士之ヲ講述シ予モ一週一回ハ必ラス出席ノ職務上ノ事項ニ就キ講述スル所アルヘシ本邦監獄則ハ既ニ諸君ノ充分了知セラル、コトナリト信ス故

僅々二ヶ月間ニ於テ盡ク之ヲ研究シ了スルハ固トヨリ爲シ能フヘキコトニアラス且諸君ハ既ニ本邦ノ刑法ニ通曉シタル人ナルヲ信スルヲ以テ今回則チ第一期ニ於テハ先ツ刑法々理ノ大體ヲ研修セシムルコト、ナセリ法理ノ歸着スル所ハ刑法及獄制ノ生スル淵源ニシテ之ヲ研修スルハ諸君ノ實務上ニ取リテ最モ利益多キコトナリト信ス日本ニ於テハ獨リ監獄官吏ノミナラス一般官吏社會ニ就テ之ヲ見ルニ未タ完全ナル秩序的教育ヲ受ケタル者甚タ鮮ク殊ニ警察監獄官吏社會ニ於テ最モ其甚シキヲ見ルモノ、如シ且ツ從來我國ニ於テハ監獄警察殊ニ警察ノ主義ハ武斷主義即チ唯タ鬼面ヲ蒙リテ人ヲ威嚇スコトヲ以テ主眼トナシ從ツテ之ニ職ヲ奉スルモノ、如キモノニ武力アルヲ以テ足レリトシ教育ノ有無ハ殆ント之ヲ不問ニ付シタルノ傾向ナキコアラシ監獄ハ警察ト兄弟姊妹ノ關係ヲ有スルモノナルヲ以テ從ツテ其執ル所

論 說

ノ主義モ今日迄ハ抑壓威嚇是レ旨トシ其奉職スル人物ノ如キモ割合ニ教育ヲ受ケタル者ニ乏シキハ掩フヘカラサルノ事實ナリト謂ハサルヲ得ス今ヤ封建未開ノ世ト異リ人文ノ進ムニ從ヒ何事ニマレ無教育ノ人ハ終ニ社會カ齡スルヲ辱シトセサルノ時世トナリ事物ノ改良進歩ハ完全ナル教育アル人ヲ俟ツテ始メテ其目的ヲ達スルコトノ爭フヘカラサルヲ認ムルニ至レリ此際豈ニ獨リ警察監獄ニ於テ完全ノ教育アル者ヲ要セサルノ理アラザヤ況ンヤ一科ノ專門ノ監獄管理事業ニ於テチヤ我國軍事ノ進歩シタルハ其制度ノ宜シキヲ得タルニ由ルコト勿論ナリト雖ヒ人物養成法ニ注意ヲ用ヒタルコト之レカ重モナル原由ナリト信ス則チ其方法ノ周密フル教導團アリテ下士ヲ養成シ士官ハ士官學校或ハ幼年學校ニ於テ多年之ヲ訓練シ或ハ遠ク人ヲ歐洲ニ派遣シテ留學セシムルアリ殊ニ監軍ノ設ケアリテ特ニ軍事上ノ教育ニ關スル事

指シテ之ヲ稱スルニアラス勸勉事ニ從ヒ嚴正ナル紀律ニ服スルヲ知ルモ亦タ教育ナリ故ニ將來點檢訓授等ノ際ニ於テハ深ク此點ニ注意セラレ其部下ヲ薰陶シテ自然嚴正ナル紀律ノ下ニ服スルノ習慣ヲ養フニ至ラシメンコトヲ冀望ス之ヲ要スルニ治獄ノ事タル一ノ專門科學ニシテ而モ最重要ナル一ノ政務ニ屬ス地方政務ノ中ニアツテモ經費ヲ要スルコト最も多ク從ツテ議會ノ注目スル所亦タ尋常ニアラス願ハクハ將來一層治獄自般ノ事務ヲ改良シ大ニ其面目ヲ一新シ若々實績ヲ舉グルニ至ラシムルノ決心ヲ以テ事々斯ノ重要ナル務ニ從フノ覺悟アラフコトヲ望ム我國ニ於テハ動モスレハ輕々シク官吏ヲ交迭スルノ傾キナキニアラス警察ヨリ轉シテ土木ニ入り勸業ニ移リ監獄ノ吏員トナル等流轉シテ恒ナシト雖ヒ交迭ノ頻繁ナルハ事物改良ノ上ニ於テ最も然ルヘカラサルコトナリト謂ハサルヲ得ス況ンヤ一科專門ノ監獄

六

項ヲ掌ル等其用意實ニ到ラサル所ナシ軍制ノ進歩ハ實ニ教育ノ効與ツテ最も大ナリト謂フヘシ是ヲ以テ見ルモ獄務ノ改良ヲ計ル上ニ於テ先ツ教育ノ必要ナルハ多辯ヲ要セスシテ明ラカナリ

獄務改良ノ上ニ於テ先ツ教育アル當局者ヲ要スルノ理由ハ上來陳述スル所ノ如シ諸君ハ獄務ヲ統括スルノ任ニアル人ナリ故ニ諸君ハ必ス先ツ躬自ラ卒先シテ教育ヲ以テ其部下ヲ督シ教育ニ由ツテ獄務ノ改良進歩ヲ計ルノ方針ヲ取ルノ覺悟ナカルヘカラス看守ノ如キハ其等級モ低ク其俸給モ寡小ナルカ故ニ固ヨリ教育アル適當ノ人物ヲ得ルノ困難ナルハ勿論ナリト雖ヒ多數ノ中ニハ往々無教育ノ其シキ者ナキニ非ラス是等ノ徒ハタトヒ俄カニ盡ク之ヲ變更スル能ハサルモ漸次教育主義ノ方針ヲ以テ改良ノ計畫アラフコトヲ望ム

事業ニ於テオヤ將來獄務ニ從事スル者ハ須ラク終身其職務ニ盡クス所謂宗官家氣取リヲ以テ其職ニ從事スルノ覺悟ナカルヘカラス或ル縣ニ於テハ僅々六年間ニ於テ典獄ノ交迭ヲ行フコト五回ノ多キニ及ヒ未タ獄務ノ方針ヲ知ラシムルニ遑マアラスシテ忽チ獄務ニ經驗ナキ屬官警部ヲ以テ之ニ代ハラシムルニ至ルモノアリ斯クノ如クニシテ如何シ獄務ノ改良ヲ期スルヲ得ンヤ典獄交迭ノ事ニ關シテハ既ニ地方長官モ本省ノ精神ノアル所ヲ了知シ居ルコトナリト信スルヲ以テ諸君ハ長ク其職ニ止マルノ精神ヲ以テ將來益々獄務ノ改良事業ニ熱心盡力アラフコト企望ニ堪ヘサルナリ練習所開設ノ趣旨ヲ開陳スルニ當リ聊カ將來ヲ冀望チ陳ヘテ諸君ノ清聴ヲ煩ハスコト爾リ

●清浦警保局長講談筆記(其四)

犯罪着手ノ注意

從來ノ治罪手續ヲ見ルニ往々人ヲ捕ヘテ而シテ后ニ證ヲ求ムルノ弊アルカ如シ故ニ取調ノ爲メ多クノ未決拘留日子ヲ要シ或ハ裁判所ニ送付スル后證憑不備ト認メラレ遂ニ無罪免訴ノ結果ヲ見ルニ至ル將來ハ可成丈ク證ヲ得テ而シテ后ニ始メテ人ヲ捕フルヲ目的トスヘシ證憑ヲ得テ而シテ後二人ヲ捕ヘ之ヲ捕ヘテ而テ后ニ證憑ト共ニ裁判所ニ送附スレハ未決拘留ノ日時モ短縮シ有罪者ヲシテ法網ヲ免カレシムルカ如キヲハナカルヘキナリ又従前國事上ノ犯罪等重要ノモノニ就テハ兎角着手ヲ急キ其機ヲ待ツニ違アラス爲メニ折角集ルヘキノ證憑モ之ヲ湮滅セシメ取調上繁雜ナルノミナラス裁判所ヘ送付シタル後若シ無罪ノ言渡アリテハ警察ノ威信ニ關スルカ如キヲナキ

ノ取締規則ヲ遵奉スヘキハ素ヨリ論ヲ待タサル所ニシテ警察ノ強制權ハ豈獨リ官有ノ土地家屋コノミ及ハサル理アラソヤ

警察權ニハ必ス強制ノ力ナカルヘカラス強制ノ力ナケレハ規則ヲ必行シテ警察ノ目的ヲ達スルコト能ハサルヘシ然レトモ強制其度ヲ超ルトキハ焉ゾ知ラシ人民ヲ保護スル所以ノモノ却テ人民ノ權利ヲ侵害スルニ至ルヲ故ニ強制ノ度ハ其目的ノ大小或ハ其抵抗力ノ強弱ニヨリ深淺高低ノ差アルヲ要ス而シテ強制ヲ用フヘキ場合ハ凡ソ左ノ類ト知ルヘシ

一禁令即チ令ニ違ヒテ爲スヘキヲ爲サス又ハ禁ニ背キテ爲スヘカラサルヲ爲スノ類ニシテ他ニ危害チ及ホスノ恐れアルモノハ強制ノ力ヲ用キテ

モ之ヲ命令シ或ハ之ヲ禁止スルヲ得ルモノトス例ヘハ鑛坑内ニ安全燈ヲ用キシメ或ハ危險物貯藏ノ規則ヲ守ラシメ若シクハ劇藥毒藥ノ使用ヲ

ヲ保セス是亦注意スヘキ所ナリトス凡ソ犯罪ハ可成之ヲ未發ニ豫防シ之ヲ未遂ニ防止スルハ行政警察ノ本旨ナリト雖トモ或種ノ犯罪ニ就テハ其着手ヲ急カス豫シメ網ヲ張り目ヲ細シ彼レ爲サント欲スルモ爲ス能ハス通レントスルモ通ル、能ハサル様ニ手筈ヲ定メ其着手スヘキ時機ノ熟スルヲ察シテ而シテ後ニ手ヲ下スコト肝要ナリ

官署ニ對シ警察規則施行ノ件

街路土地建物及ヒ衛生等ニ關スル諸般ノ取締規則ハ官署ト雖モ特例ニ規定シタルモノ、外之ヲ遵奉セサルヘカラサルノ義務アルモノトス何トナレハ是等ノ規則ハ公衆ノ安寧健康ヲ保護スルカ爲メニ設ケタル規則ナレハ官署ハ公衆ノ安寧健康等ヲ妨害スルモ妨ケナシトノ道理アルヘキ筈ナケレハナリ若シ官署ハ之ヲ遵奉スルノ義務ナシトスルトキハ其規則ハ一部分ニ於テハ徒法ニ屬スルニ至ル故ニ官署ト雖モ是等

禁止スルノ類はレナリ然レトモ其害タル全ク一身一己ニ止マリ延テ公衆ニ害チ及ホスノ恐れナキモノ、如キハ之レヲ強制ノ範圍内ニ入ル、ヲ得ス假令ヘハ酒色ニ沈湎シテ不養生ヲ爲スモノアラソ成程斯ノ如キ情民アルハ間接ニハ幾分カ社會ニ害アルヘシト雖モ畢竟直接ニハ其者ノ一身一己ニ止マル害ナルヲ以テ警察權ヲ以テ強制スルコト能ハス

二少數ノ抗拒ニヨリ多數ノ者正當ノ目的ヲ達スル能ハサルトキハ強制チ少數者ニ施シテ多數ノ目的ヲ達セシメサルヘカラス假令ハ國民ノ多數ハ種痘ヲ爲スモ其少數ハ拒ンテ之ヲ爲サ、ルカ如キ之カ爲メニ痘病ノ流行ヲ來シ其害チ種痘ヲ爲セル者マテモ及ホスノ恐れアルヲ以テ是等ハ強制シテモ種痘ヲ爲サシメサルヘカラス然レモ自家ノ病氣ニ醫師ノ治療ヲ受ケタル如キハ其害ハ

其者一人ニ止マリ他人ニ及ハサルヲ以テ強制チ用フヘキ限ニ在ラス

三右ノ外、國家ノ目的ヲ達スルニ必要已ムヲ得サル事項ニ付テハ之ヲ強制スルヲ得例ヘハ國家カ公同利益ノ爲メ人民所有ノ土地家屋ヲ買上ケ其立退チ命スルニ其命令ニ抗スル者ノ如キハ公力ヲ用テテ立退カシムルヲ得然レモ水害恐レアル沿岸ノ土地ニ住居スル者アルモ之ヲ強制シテ他ニ移住セシムルヲ得スルノ如キハ國家ノ目的ニ達スルニ必要已ムヲ得サルコト、ナシ難ケレハナリ

警察強制ノ力夫レ斯ノ如シ然ラハ公衆ノ爲メ危害ヲ豫防シ健康ヲ保護スルカ爲メニ設ケタル規則ニ背ク場合ニ於テハ官署ニ對シテ強制權ヲ用ルノ已ムヲ得サルモ亦以テ知ルヘキナリ

然ラハ若シ官署カ該取締規則ニ背キ其爲スヘキヲ爲テ警察管理法ヲ規定セリ其條曰ク

警察官衙ハ法律上ノ強制權ヲ執行ノ以テ其職任ヲ盡スノ權チ有ス故ニ警察官衙ニ於テハ其職權ヲ以テ或ル行爲ヲ司令シタル場合ニ當リ若シ之ヲ遵奉セサルトキハ執行ノ上其費用ハ之ヲ犯行者ヨリ追徴スヘシ但所犯ノ刑及損害賠償ノ義務ハ格別ナリトス

上ニ述ル責任ノ外實際犯行ノ局ニ當リタル官吏ハ仍ホ其職任ノ過失ヲ以テ論セラル、コアリ則チ其官吏ハ警察規則ノ制度ヲ受クルノ外官吏懲戒例ニ由テ處分セラル、ノ一事即チ是レナリ

單純ニ道理ヲ以テ論スルトキハ以上陳述スルカ如ク官署ノ代表者若クハ主管者ニ於テ違警罪ノ制裁ヲモ受ケサルヘカラサルモノトス

然レトモ警察官カ實際規則ヲ施行スルニ當リ官署ニ對シテハ其權義モ亦自ラ殊別スル所アルヲ要ス若シ否ラサレハ秩序上平準ヲ失フニ至ラン抑モ官署ナル

サス若クハ其爲スヘカラサルヲ爲シタル場合ニ於テハ其制裁ハ誰レニ負ハシムヘキヤ是レ一ノ問題ナリ抑モ官署ハ施治ノ資格ニ於テハ刑事ハ勿論民事上ノ權利義務ノ下ニ立タサル者ナレトモ法人タル資格ニ於テハ民事上ノ權利義務ノ下ニ立タサルヘカラサルハ勿論場合ニヨリテハ凡ソ官署ハ違警罪ノ制裁ヲモ受ケサルヘカラサルコトアリ然レトモ官署ハ彼ノ組合同様決シテ自ラ規則ヲ犯スコト能ハサルモノトス唯タ無形法人或ハ官署ノ主管者ニ於テ規則違反ノ行爲アル場合アルヘシ是ノ場合ニ於テハ實際犯行ノ局ニ當リタル主管者須ラシ其制裁ヲ受クヘキナリ此制裁ハ獨リ義務執行ニ要スル所ノ費用徴収ノミナラス場合ニヨリテハ違警罪ノ處分ヲ受クヘキノ責任ヲ生スルコトモアルヘシ學校敎會商社等亦同一ナリトス出版條例違反ノ如キ以テ徴スヘシ

千八百五十年 月 日ノ普通西法律第二十條ニ於

者ハ各個分掌スル所アリト雖トモ其實合シテ一ノ行政官ヲ爲スモノニシテ均シク是レ一ノ主權分任者ナレハ外部ニ對シテハ各官署ノ命令ハ一轍ニ出ツヘキ筈ノモノナリ甲官ノ命令ヲ乙官ニ於テ蔑如シ乙官ノ規則ヲ甲官ニ於テ侮慢スルカ如キ外觀ヲ呈スヘキ筈ナシ故ニ内部ニ於テ其規則ノ理非便否ヲ論爭スルハ格別外部ニ於テハ其施行ノ便ヲ資ケサルヘカラス某官署ニ屬スル土地建物ノ負擔スヘキ義務ニシテ該官署其義務ヲ盡サ、ルトキハ警察官ハ宜シク其主管者ニ照會シテ施行セシメ猶ホ其義務ヲ盡サ、ルトキハ該官署ノ長官ニ於テ若シ警察官ノ要求ヲ非ナリトセハ之ヲ施政上ノ問題トナシ詮議ヲ求メ該規則ノ改正ニ至ラシムルヲモアルヘシ若シ否ラサルトキハ長官ハ宜シク規則施行ノコトヲ承諾シ其筋ニ相當ノ命令ヲ下シ要求セラレタル事件ヲ執行セシムヘシ若主任者ニシテ仍ホ之ヲ怠ラハ長官ハ宜シク懲戒例ニ依リ

之ヲ處分シ且速カニ施行ノ手筈ヲ爲スヘシ
若シ官廳ノ長官ニシテ警察官ノ要求ヲ故サラニ合テ
願ミサルカ如キコトアラハ警察官ハ宜ク事情ヲ本属
長官ニ具狀スヘシ

費用追徴ノコトハ官署ナルモノハ一個ノ貧人ニ異ナ
リ徒ニ費用ヲ愛惜スルカ爲メニ實施ヲ怠ルモノハ少
ナクシテ概テ他ニ事情ノ存スルアリテ然ルナラン故
ニ警察官ニ於テモ容易ニ他人ヲシテ執行セシムルコ
トヲ爲サス先ツ官署ヲシテ其義務ヲ盡サシムルコト
ヲ勉ムヘシ若シ急施ヲ要スル事柄ニシテ猶豫ノ暇ナ
キトキハ先ツ代行セシメテ後ニ費用ヲ徴スヘキハ勿
論ナリトス

ゼーバツハ氏の談話筆記

小河 滋 次 郎 譯

獨逸に於てハ懲治場警察因拘禁場等の費用の外監獄
費ハ凡へて國庫の支辨に属すヘキものとす國法に據

熱心家ストレツツエル氏なるもの兩三年前ウエスト
フアーレンより撰ハレハ帝國議會の議員となりしよ
り以來監獄問題の議會に起る度毎に滿腔の熱心を以
て斯の道の改良を計るに由り爾後監獄の爲めに釋益
を興ヘたること甚小にあらす貴國に於ても若し地方
議會なり又ハ帝國議會に於て獄事熱心の議員を得ハ
斯の道の改良上に取りて効驗多きことなりと確信す
何事も改良に先たつものハ金なりとの事實を知らん
と欲せハ近數年間に於て歐米諸國ハ監獄改良事業の
爲めに費やしたる金額の幾億萬の多きに達したる見
るヘシ金を吝んて改良事業の完成を望むハ本に頼つ
て魚を求むるよりも尙至難あるとなりと謂ふヘシ
貴國に於て懲治場即ち刑法の制裁を免れたる懲治人
の教育所を以て監獄の一種となし而かも之を一構内
に設け置くことは甚た事体の宜しきを得ざるものなり
と云ふヘシ貴國監獄則に於て白痴癡癲其他刑餘類

つて處分せられたるものを地方税の負擔に属せしむ
るハ正當の理由ハ乏しきもの、如し然し費用ハ何れ
の負擔に属するにもせよ費用の爲めに監獄管理の目
的を阻礙せらるゝやうのことありてハ遺憾の至りな
れハ當局者は於てハ節し得らるゝ丈けハ飽くまで節
し取るヘキハ飽くまで取るの覺悟を以て事ハ其難局
に當らざるヘからず費用の爲めに見せ、監獄改良
の目的を達する能ハすとの姑息も亦た甚しと云ふヘ
し畢竟するに濫りハ監獄費を吝むハ未だ充分に治獄
の主義目的を理解せざるに由らすんハあらす故に斯
くの如き弊なからしめんと欲せば先づ財務の當局者
をして充分に治獄の主義目的のある所を理解せしむ
ること必要なりと信す

獄事に熱心ある者を選んで地方議會(日本國なれば)
若くは帝國議會の議員たらしむること亦た獄事改良
の必要方便たらずんハあらす我ハ獨逸に於ても獄事

るヘキなき者(被監視者の格別)等を監獄に拘禁せ
ざるの精神あることハ甚た善し何んう一步を進めて
懲治場を監獄より全然分割するの英斷をせざる若し
夫れ急に之ハ英斷を施す能ハすとなれば少しく監獄
の當局者に於て之れを分割して待遇するの方針を取
られんことを切望せせんハあらす實見する所に據り
懲治人に教育を授け力作を教ふる等の場合に當たり
工場及び教場に於て十六歳未満の囚人等と混同而か
も疎相接して同席せしむるか如きことあるハ最も然
るヘからざることなりと云ふヘシ當局者の心頭、先づ
懲治人の受刑の囚人たらしむるの觀念あらんこと、こ
ろ望ましかれ
我ハ柏林の大監獄たるプレツツエンゼー監獄に典獄
たるクローチ氏の獄事改良家として有名なる人ある
ハ同氏の此頃特典を以て帝國大學の名譽教授に推薦
せられたるの報あり亦た以て斯の道の高尙専門の一

科學として認識せられ且つ社交上に於ける典獄の地位の尊重なることを知るに足るへし因みに同氏の新著に係り昨年出版したる監獄要書と題するもの大に監獄社會の喝采を受け忽ちにして斯の道の六踏三略として重寶視せらるゝに至れり（譯者云此著書に就ての本誌第四號獨逸通信の内に詳載する所あるを以て讀者の參看あらんことを望む）

獨逸にての瘋癲者は凡へて之を瘋癲院に送致して療養を加へしむることなるか近頃伯林のモアビート監獄（セーパツハ氏の在勤したる監獄）に於ての試験の爲め其構内に附屬癲狂室を設け診斷の上將來治療の見込みあるもの此癲狂室に於て治療せしめ治療の見込みなきものは出監の上當該者の擔當人をして相當の保護を加へしむるの方法を實行せり然し此方法に就ての當局者を始め醫學社會等にも随分議論あることなれど充分の好成績を見るに至らされり再び之

を中止するに至ることなりと思へる因みに此監獄に於ての平均四員五百名に就き大凡を常に三十名乃至五十名の精神病者あり

典獄の職務の劇忙なることは今更ら言ふ迄もなく日本も獨逸も同じ事ありと信す別けても前段に述べたるモフビート監獄の典獄の如き囚徒五百名に關する職務を統括するの外尙ほ附屬癲狂院の事務を管理し併せて主務省に於ける監獄局の局長を兼務し居る事故其劇忙あること實に想像も尙ほ及ばざる程の次第なり然かも嘗て事務の滯滞することなく官吏を要すること亦た決して冗多ならず蓋し紀律嚴肅に職務の順序の方法の秩然整然たるものあつて存するに由らずんばあるへからを語を寄す監獄の當局者漫に事務の繁劇あるを憂ふるを休め冗員の多さにも係はらず職務の圓滑ならずして且つ視察の周密あらざるを憂へよ

統計

明治廿三年四月現在全國火藥類及銃砲營業者并火藥庫ノ數

青岩福宮長岐滋山靜愛三奈枋茨千群塙新長兵神大京東	府
森手鰯城野阜賀梨岡知重良木城葉馬玉潟崎庫坂都京	縣
一一一一一 一一	

總計

四九七

九一七九三〇二五一二四三四一九五〇三〇五六八三

二五〇

二
六〇八四八三八八三三二四三五六七六四五四四二六

二五五

二〇三四六六七三六九一六七七七三八二三一五四二

日本形救助船製造及使用法說明畧書

イ滑

船ノ足ヲ強ヨメ容易ニ轉覆セス

萬一轉覆スル片ハ穴ニ手ヲ掛ケ取付居ルニ便利ナ

ロ
ア
チ
リ

激浪怒濤

漏泄セシムルモノナリ

二仕切板

打込タル潮水ノ激動ヲ防クモノナリ

ホ放 水穴

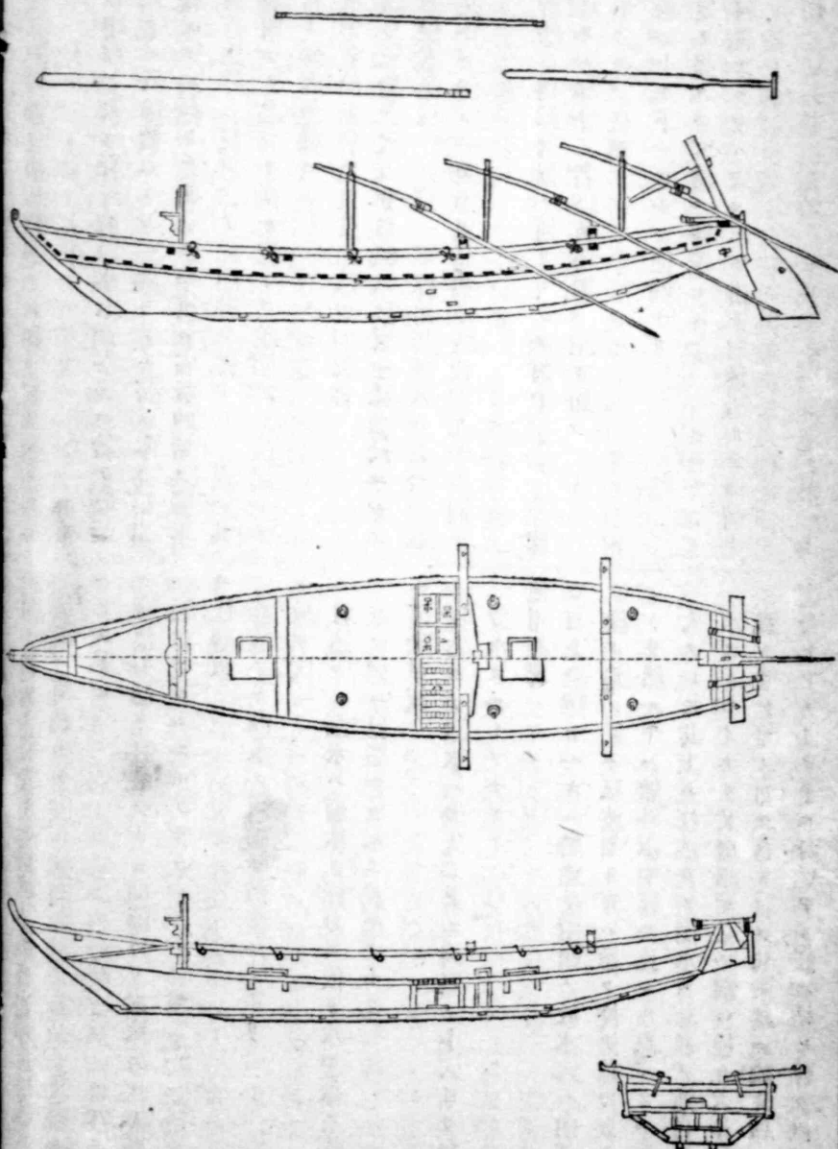
打込タル潮水ハ船体ノ浮力ニ依リ水平線ニ等シキ
点マデハ自然ニ放水スルモノナリ

～浪除甲板

打込タル潮水ハ舳先ニアル両側ノ小穴ヨリ自然ニ放水スルモノナリ

使用概要

海上平穩ナルルハ船底及兩側ノ放水穴ハ内部ヨリ
栓ヲ爲シ置キ風波強キルハ悉ク栓ヲ拔キ取ルモノ
ナリ然ルルハ船外水平線ニ比シキ点マテハ湖水浸
入スレ其上ハ打込タル湖水ハ前顯ノ通自然ニ放
水スルモノナリ又兩側船梁ノ端ニ經五六分位ナル
網ヲ付ケ^⑤ノ如ク卷キ収メ其末端ニ細キ紐ヲ付ケ
夫ヲアチリノ下ニ打込アル鑊ニ結ヒ付ケ置キ萬一



轉覆セシハ銀ニ結ヒ付ケアル細キ紐ヲ解キ引ケハ船梁ニ結ヒアル綱ヲ引出スヲ容易ニシテ其綱ヲ持チ一方ノ船側ヲ踏ミ強ク綱ヲ引ケハ四五名位ニシテ引起スヲ得ルモノニシテ引起シタル上ハ船内ノ潮水ハ自然ニ漏泄シ其儘使用スルヲ得ルモノナリ

明治廿三年三月廿三日

大坂府安治川水上警察署

參考

當署ニハ前圖構造ノ船三艘有之昨年中難破船貳拾六艘ヲ救助セリ

貳拾三年度ニハ三艘新造ノ筈ナリ

昨年十月水難救済會ヨリノ依頼ニヨリ貳艘新造ノ監督ヲ爲シタル上同送セシニ全會舉行式以來數多ノ難破船ヲ救助シ頗ル好成績ナル趣ナリ

熊本縣ヨリノ依頼ニ付壹艘新造爲致本月十四日同送致シタリ

○非政社に對する警察取締法 政治上の結社に關してハ集會條例の規定ありて其取締上殆んど漏すところなしと雖も非政社則ち諸種の俱樂部又ハ學術講習會等に對してハ是迄何等の制規もあらざるか故に今

日今の取締上に關し各地區々の取扱ひに出つると云ふ最も此等の結社又ハ團體ハ元々政治を講談論議するを目的とする者にあらざるか故に別に警察上の監督を要せざる筈なれども近來往々此等の結社又ハ團體にして陰然の間たに政社の動かしをなし所謂政黨の機關とありて黨勢擴張上與つて大に力ある事實を認めたるより従つて警察の注意を促かすに至りたるものならん欸果して然らハ此等の結社若くハ團體に對してハ如何なる監獄法を以てすへき乎是れ大ひに今日に於て考究すべき問題なるへし蓋し法律の正條にのみ據るときハ此等の結社ハ元より何等の制限をも受けざるものなりと雖も若し前上の如き狀況あるときハ決して之れを忽諸に附すべからざるのみならず警察上監督を要するの點に至つてハ寧ろ政社に對するよりも至密の監察を加へざるべからず何となれば公然の政社に對してハ表面上條例の檢束するどころありて其運動ハ必らず表面上に顯はるゝか故に當局者に於ても常に其注意を怠らすと雖も陰微の間たに事を爲すものに至つては餘程緻密ある視察力と熟練とを以てするにあらざれば到底看破すること能はされなり故に此類の結社に對してハ歐洲諸國に

於ても種々の取締法を設けると雖も到底豫防處分に訴ふるより外に其途なしと謂ふ我國に於ては集會條例第十一條の明文に依りて名を非政社に藉りて政社の實あるものを處分するの法あり又同條例第十八條には治安に妨害ある凡百の結社を禁止するの明文ありて既に其端緒を發するものに對して固より其處を以て雖も要するに之れが豫防處分に至ては緊密なる視察力と熟練とを以てするより外なかるへし今や非政社の流行漸く將に盛んならんとするに際し前上の風説を耳にするを以て聊か茲に記して當局者諸君の注意を喚起せんとす幸に豫防處分に關する説あらは聞かまほし記者も亦意見のあるところを提出せんとす

○湯屋の三助 はみな男子あり故に折角風呂及び流し男女の別を嚴重にしたれいど三助なる男子を縱ちて女湯の世話などをあさしむる間、畢竟男女嚴隔の目的を達すへからざるなり結局湯屋に於て男女の隔離を要するは互に肌膚を見らるゝを恥ぢ且つ厭へはなり然るに女湯へもサツ々々三助の出入するとなれば憚むへし知羞の夫人嬢子は遂に心を安んじて入湯するの自由を得ることを由て今一步を進めて

は決して落膽すべき時にあらず獄務は今駭々乎として進歩しつつあるなり諸君は奮勵事に當り益々志を煉り力を養ひ以て漸次發達を期すべきなり社會愈々進み人權愈々重きを加ふれば自然に監獄の地位も上達し從て諸君の地位も昇行すへし諸君は失望すべき時機にあらず反つて倍々學術を研磨し倍々自己の品位を昂ふし以て素望を達するの地歩をあすへし諸君の職に就きたるに決して一時衣食の爲めにするか如き譯にあらずと予輩の信して疑はざる所なり必ずや諸君は世の不幸なる同胞を愛憐し力を社會の保安の爲めに竭さんと志したるの餘其身を斯道に委ねられたることを然れと暫く忍びて尺蠖の屈を學べんと諸君は於て何あらん今の寸屈は他日尺伸の爲めありと覺悟せられや警署の轍を履みて惱む焉として之に後れざらんとをのみ努むるか如きは予輩の取らざる所なり諸君は警察と比肩するを以て前途の標的となすべく今一步を進めて警察を凌駕せんとし着目せらるへし今日は遺憾ながら表面に於て警察に後るゝと單に一二歩に止まらざるへし諸君は今後何時までも此の如くなるを甘んぜらるゝとあらざるへし予輩も國家の爲め又社會の爲めに切に諸君の

男湯に男子の三助を用ひ女湯には女子の三を用ふると定められんとを希望せざるへからず因襲の久しき我國の婦女子は此の如き感覺をか知らずといへども風俗改良の上には少なからざる效益あるへしと思はるゝなり

○看守の前途 勅令第十號を以て巡查に滿五年以上の勤績と精勤證書と現職に在職するとの三條件を具備すれり別に試験を要せずして警部補に任用し得らるゝととなりたり然るに看守の此恩典に洩れたれば前途の望を失し遂に素志を離れて巡查に轉勤せんと欲するもありとか聞けり是れ吾人の聞き捨てかたきとにころあれ竊に惟るに巡查といひ看守といふも共に思想堅固品行端正にして重く信用を置き得べき人物を要せると一なれり大政府は於ても彼此を輕重せらるゝと謂れなし但た巡查の設置は較々舊く其人員も至て多し然るに看守の設置は較々新しく其人員も大に少し且警官練習所は明治十八年に起りて今年閉鎖に至り監獄官練習所は始めて今年を以て開かれたり巡查は各府縣に教習所あり看守は未だし此の如く比較し來れば彼は兄にして此の弟たるの觀さきにあらす今更なるなき次第あり語を寄す看守諸君今日

奮發せられんとを希望するなりくどくはあれども重ねて仍ほ一言せん諸君の地位を進めんと欲すれば先づ己れの品位を進めざるへからず品位の高低は學の深淺に關せり諸君冀くは夢寐にも學問を忘るへからず寢食にも之を怠るへからず謹んで白す

○看守部長 巡查部長の制彌々公布となれり余輩は今更其利益を喋々せす此上は看守にも部長の職位を新設せられて其利を獄務にも延き及ぼされんとを希望せざる可らず之を要するに警察と監獄とは現今離れざる間柄されは何卒兩々相比肩して彼此不平均なき様にありたきとあり巡查に部長の必要あらは看守にもこれあるへし巡查を無試験にて昇任せしむるを得へければ看守も之に異ならざるへし巡查に十五圓まで増給の途を開けば看守のみ之に洩るへき謂れなるへし但た未だ時機の熟せざるのみにして長く兩者の間に厚薄の差あるか如きと決して非ざるへし實際已むを得ざるへき理由の存するあるに由るとあり予輩は一日も其已むを得ざるへき理由の消滅して兩者の間に平均を復し以て益々進歩の競争を目撃せんとを熱望するなり長く彼此の間に甲乙の別あらんには自然に一方に不快の覺感を生起し遂に進歩

の上に障礙を來すの恐れあり思ふべきとなりかし
○押丁 の名稱は不適當なり又押丁を廢して看守のみとなすへしとは近頃時を耳にするところ議論なり予輩も大に之に同意なり押丁を廢して看守を増し監内の雜役には使丁を用ふることすれば頗る便利あるへしと思はる

○細見 なるものを毎夕呼びあるきて賣るは多少風教に害あるへし少年の團聚して浮世語りをなし或は酒など飲みてある折から細見の呼び聲を聞きつけ興に乗じて一枚を購ひ求めなどするとあれは無形の品評變して有形の試嘗となるの恐れ多し由つて市中を呼び歩行きて之を賣るとだけは何卒禁止せられたきとにころあれ

○娼妓の寫眞 を店頭之列して賣るとも前項に同く禁遏せられたし風俗を害するは勿論のと其上公衆の

厭忌心を激發するの害もあるへし
○牛馬の牽引法 には少く注意ありたきとなり時々二三人の看護者を付するのみにて數十頭の牛馬を牽き市中の最も交通繁き街衢を通行するものあり是は危險あると言を須たす其上婦女女子などには氣味惡き思ひあるへし由りて時間を定むるか又は一人にて何頭を限るとかの制限を設けられたきと思はる外國にも此等の例あり

金額表 (年額)

官等	土地ノ等級	伯	林	一	二	三	四	五
一等官	一五〇〇馬克	一二〇〇馬克	九〇〇馬克	七二〇馬克	六〇〇馬克	六〇〇馬克	五四〇馬克	五四〇馬克
二等官	一二〇〇馬克	九〇〇馬克	七二〇馬克	六〇〇馬克	五四〇馬克	五四〇馬克	五四〇馬克	五四〇馬克
四五等官	九〇〇馬克	六六〇馬克	五四〇馬克	四八〇馬克	四二〇馬克	四二〇馬克	三六〇馬克	三六〇馬克
判任官	五四〇馬克	四三二馬克	三六〇馬克	三〇〇馬克	二一六馬克	二一六馬克	一八〇馬克	一八〇馬克
下等官	二四〇馬克	一八〇馬克	一四四馬克	一〇八馬克	七二馬克	七二馬克	六〇馬克	六〇馬克

○兵式の紀律 は單に警察官に必要なのみならず監獄官にも均しく必要あるへし故に紀律に習はしむるの第一着手として先づ禮式を監獄官にも公然行はしめられたし委制服裝及禮式は鎖事なるか如しといへども紀律を全ふる上に於ては主要の要件たるへしと思はる重複の嫌あれども茲に再言す

○監獄は別世界にあらず 監獄ありて決して別世界にあらず殊に其局に當る者は此の如き思想を懷きて他の法律規則を放擲すへあらず世人も亦た監獄を度外視すへからざるなり予輩の懸念するは(實際に於ては萬々其様ある憂これあかるべきも)監獄の職員たるもの單に監獄則と其施則細則とを暗知すれば可なりとして其他の法律規則を一擧に顧慮せざるか如き樊習の生せんとは是なり畢竟今日迄監獄官の其職掌に相當する地位を占むるに至らずして世人よりも多少輕侮を受けたるか如き傾向あるは一には幕政以來の遺習にも由るべきなれども亦幾分か世事に疎く

して言はゞ除けものにせられたる氣味合も全くあきにはあらずと思はる然れば自ら招きたる殃ども謂ふへきか如今は何卒監獄を以て政務の一大要部を占むるもれど自他に於て認められたきとなり

○典獄の兼勤 監獄則及其施行細則を一讀したるものは典獄の職務の重大且多端にして決して片手業に盡し得らるべきにあらずとの觀念を發せし予輩は各府縣に必ず典獄と置き縣廳所在地にあらざる各監獄にも副典獄を一人づゝ置きたきと思惟する位なるに唯一の典獄をして尙且他の職務を兼任せしむるとありとか聞けり實に怪訝の至にころあれ此多端なる典獄の職掌を全ふせんとは是なり夜を日に繼ぐの多忙を極むべきに優々ど他の職務を兼勤して差圓のあらずとはいかにも不可思議の次第あり予輩淺學にして領解すると能はず世の識者にして其方を知るあらは幸ひに教を垂れよ

○監獄は政治の試金石なり といふ泰西の學者間に行

はるゝ説なりとか聞けり實にさもころあるへけれ其故は政治善良なれば人民皆其処を得て從て其堵に安んじ由て衣食足りて禮節を知るの格言の如く罪を犯し刑辟に觸るゝもの少きに至るへし往古は途に遺ちたるを拾はす夜る戸を鎖さゝるゝと以て聖主明君の特徴となせりかゝる故に政治の良否の結果を察んと欲すれば往て監獄を看るへし世の政論を事とする者は決して監獄を等閑視すへからざるなり

○新聞紙の讀賣を禁止せる譯は人の厭忌すへき事柄又は人の美想を傷くへき卑猥の說話を稠人の中に於て呼び立つるに由り安寧又は風俗を害するの恐れありとするとからん然るに禁令出てゝより茲に數年今や復ひ昔日の暴威を逞ふするの端緒を見んとするか如き傾向あり害惡の嫩芽の中に變除するを可とす故に一言すると附り

○乞丐の繁殖 遊民の多きは國の經濟上最も損害ありとする所なり乞丐の遊民の巨魁なり勞働を要せずして優かに衣食するを得は誰れか復た辛苦するものあらんや乞丐増多すれば自然に國の經濟を亂すとなるへし其大体の匡濟方に就ては他日論述するとあらんとするも差當り今少しく嚴に掃蕩を行はんと

手足より頸腕に及ぼし(頭首は與らず)一は幹根より枝葉に及ぼさんとするなり結局彼此の順序を倒にせりと云ふへし又甲は特別の練習所を設けて純ら席上の講義のみを事とし乙は實際の執務と講義とを併せ課せんとせり其外甲の教師は先づ講義して後に地方の實際を視察せるに乙の教師は首めに巡回して尋て講義に着手せり右の如く事ここに前後の相違ありとすれば數年の間には孰れか得孰れか失の結果を現はすともあらんか吾人は目を張り耳を聳て待たんとするなり

○典獄諸君の上京 本年本月一日を以て監獄官練習所を開設せられたれば全國の典獄諸君は目今羣衆の下に集合し日々監獄の事を講究し居らるゝなり吾人は此際謹んで諸君に一言を呈し敢て諸君の一顧を乞はんとするとあり他にあらす諸君か自己の地位の切要且困難あるを反省せられ向來に負荷せらるゝ所の多岐且重大なるを認識せられ併せて今日の如き會合の機會は復だ容易に得へからざることを覺悟せられ否此の如き會合の大利益あるとを上下に開示し以て毎年なり隔年なり時々一場に會合して獄政の利益を計るの途を開かんと尽力せられんとを希望して己さる

肝要なりと思考す祭禮とか縁日とか總して群集の地には必ず幾多の乞丐を見掛るなり

○消火法の疑 土藏なとに火の燃へ付きたる時屋根をめぐりどるは何の益ありや予輩の按するには土藏の如き空氣の流通を杜絶せる建物に火の入りたる時は空氣の侵入をこころ防くへきに反つて風穴を穿つとはちと合點の行かざる次第ならずや實際には別の利害あらんと勿論なるへしと雖も予輩の淺識ある之を思ひ得る能はざるなり元來火は空氣中に含有する酸素の添加するとなければ自然に消滅するものなり故に密閉の器物に於ては新に空氣を通ずるとさへあらされば酸素の耗失するに從ひ容易に窒息すへし西洋の家屋は大概石造なれば地窖中の失火に際して窓戸を閉鎖して消防するとなりと聞けり

○監獄官練習所と警官練習所 今此兩者を比較して少しく講究する所あらんに警官練習所は初めに卑等の警部警部補及び巡查を召集し、課長の如き警部長に次て高級ある警部お終れり監獄官練習所は之に反して初回に各地監獄の長官たる典獄若くは其代理者ども謂ふへきものを召集し次て其以下の書記看守長なとに及ぼんとせり故に囊括して之を論ずれば一はるなり監獄の問題は段々世の中に於て勢力を占むへき前兆あり諸君倍々奮起して此瑞雲の吹き散さるゝとなき様注意ありたし諸君の健康を祝し併せて前途の多祥を祈る

○萬國監獄博覽會出品物の續き

- 赤檜花瓶臺一個○竹の花活一個○竹の小鳥籠一個○竹の手提一個○桑の葉節竹製五個○竹水菓子入大少二個以上群馬縣前橋監獄○紺小倉織一卷以上千葉縣千葉監獄○絹ハンケチーフ一ダース以上山形縣山形監獄○黒柿彫刻卷烟草入一對以上富山縣富山監獄○瑪瑙コップ一個○瑪瑙鍍銀八組○馬蹄石コップ大小三個○馬蹄石鍍銀二組○貝細工煎茶器内急須四個茶碗十二個茶托十二個茶合二個茶コップ二個湯醒し二個○菓子鉢二個菓子皿十二個菓子箸四膳匙四個以上島根縣松江監獄○錦莞筵三枚以上岡山縣岡山監獄○米藁帽子一個○米藁眞田紐一筋以上山口縣山口監獄○花筵二枚○七鳥蘭、提籃一個○紫檀花活一個以上大分縣大分監獄○段通二枚以上佐賀縣佐賀監獄○薩摩杵洋燈臺一個以上鹿兒島縣鹿兒島監獄○玄昌石、花活一個○玄昌石彫刻額面一個以上宮城集治監 (未定)

○在監人の番號に就て 監房前の掲札には在房者の氏名刑名(刑事被告人に在つては刑名の代りに罪名)を記載し又は氏名刑名罪名(刑事被告人に限る)及び番號を併記するあり随分區々たるを免れざるか如し已に改正監獄則に依り番號を以て氏名に代へ在監人を稱呼するに其の番號を用ゆへきことに改められたる今日に在つては監房前の掲札にも氏名を書することとを廢して番號及び罪名のみを記載することに定められたし

又番號を稱呼する所に在つても賞表授與等の申渡を爲す時に當ては殊更其受賞者の氏名を呼ひ他囚をして其誰なるを知らしめて獎勵の一助と爲す向ありと聞く是は番號使用精神に反するに付如何ある場合にも必ず番號を呼ひ氏名を稱呼せざることに注意あらまほし

○在監人に接見又は差入願 在監人に接見又は差入を爲さんと欲するときは必ず先づ願書を出さるへからざるの定規にして各地皆然らざるはあかりし有様ありしか近來處務の敏活と人民の利便とを計り口頭にて出願し得るの制を定められたる所少からず如此口頭にて出願し得ば文字を知らざる者に在ては代

入者を以て三犯と爲すか如きを云ふ記して以て司獄官諸氏の參考に供と

○巡查部長に就て 内務省訓令第十六號を以つて巡查部長の職を置くことを許されたる府縣とのみあるを以て警視廳並に北海道廳は此訓令を受けざるなり然れども其の必要とするは於て之を置くもさし支へあらざるへけれは内務大臣の許可を経るを要する勿論なり現に北海道廳はこの程許可を経て巡查部長を置くの計畫あるやに聞けり、巡查部長は巡查用提灯を馬上提灯に直して携帯するを得るや否は随分其の社會に於ける問題なるよしなるが多分馬上提灯を携帯するを得る様になるへしとの噂あり斯くあるとき普通巡查と否とを夜中容易に識別するを得て行務上大に便益なるへし

○査官の名譽 千葉縣巡查鈴木清助氏と本月四日同縣下總國千葉郡都賀村原字夫婦坂に於て兇賊淺野與右衛門(五十年)を捕縛し偉功を奏したり今今の概略を舉ぐれば同縣下總國香取郡佐原町に於ける佐原支金庫より千葉町の千葉本金庫へ向け國庫金一萬二千八百圓を人夫に托して送附する際國庫金護衛の爲め佐倉警察署在勤の同氏を附して護送せしめられたり

書を頼むの煩なく随て時間と費用とを略省し人民の便利此上もなき事なり望むらくは各監獄とも口頭にて出願し得ることを聽るし又願書を出す者あるときは意義通すれば足れりとなし其書式の如何等を問はざることに定められんことを

○女監取締の着服 女監取締は看守と同様なる職務を執るものにして日常女囚に接し最も威嚴を保つのに必要あるを感ず而して着服の如何は威嚴の消長に關係し忽諸に附し難きものたり然るに其着服は各地區々にして一定ならず或は囚人の侮慢を招致するものかき能はざるなり大に注意を要するものと信す其制服を定めらるゝに於ては各地一定に歸すべきも先づ夫迄の間にても必ず羽織袴を着せしむることにせられたし

○犯數調に就て 監獄則第十一條の再犯とあるは或は刑法上の再犯を指すものとし或は入監の度數を以て犯數を定むるものとし各地區々に出て其現一ならず爲めに監房別を爲す上に於て大なる相違を生ず犯數調は各地同一ならざるへからず監獄則に所謂再犯は刑法上の再犯を指すにあらすして監獄に入りし度數を以て犯數を定め即ち再入者を以て再犯と爲し三

同氏の舊佐倉番の人にして武藝に長し角力を能し腕力逞し上に柔術に秀て戸塚英美氏の門弟にして屈指の一人あり斯くて同氏の該金を護衛して右の夫婦坂(千葉町より一里餘なり)に懸る頃風体怪しき一人の男赤ケツトを身に纏ひ田舎漢然たる行装にて追尾し來る様子を見認めしかの之を怪しみ一應住所氏名其他數件を取糾したるに別に怪しむべき廉もなきゆへろのまゝ之を容し行過ぎたるに彼の怪しの曲者は六連發の短銃を以て突然後の方より同氏の腰部を狙撃せしものから同氏ハ口頃豪警勇悍にして強敵を見て氣愈奮ふの性質なりければ腰の一撃を事どもせず忽ち帶刀を抜き曲者の方に向ひしに此時速く彼時遅く曲者は數回發砲し又々左の肩を打ち抜きたり普通通の者あらんには既に二ヶ所の要部を撃たれ勢沮氣摧け曲者を追ふの擬勢なく其場に仆るへきに同氏は毫も屈撓せず直に曲者に薄りければ曲者の仕損したりとぞと思ひけん踵を回して逃げんとするを一刃曲者の左肩に切り付け微傷を負しひるむところを同氏の刀を打捨て曲者に組付き路傍の茶園中にて暫し格闘終に之を組伏せたるに曲者の猶も短銃を捨てず組伏せられなから又々同氏の下腹部を射撃し重傷を負ひ

したりこの一撃に同氏も殆んど絶倒せんとせしか職務と云へる重任を猶とし奮勇激闘遂に曲者を捕縛せり此より先き人夫の曲者の放ちたる砲聲を聞く均しく巡査を跡に残し驚直走りに走せて千葉町の千葉本金庫へ(川崎銀行支店)に到り今夫婦坂にて曲者に出逢ひ巡査の曲者と格闘し砲撃を受けたりと息つきあへず告げければ銀行員も驚きて開け一大事なりと不取敢千葉警察署へ注進せしか警察署にては數名の警部巡査を派遣せしめられたり人々の韋駄天走り現場に駆け付け見れば鈴木巡査は最早曲者を捕縛し居たり是迄同氏の氣も張り詰め居たれどもた氣力も慥にて曲者を護り居たれども應援の警部巡査に引渡すどころか、翻然氣絶卒倒したり斯くを見るより警部巡査の夫々手當を爲し直に千葉病院へ送致し治療せしめたり悍惡不逞の兇徒も勇悍なる鈴木氏の爲めに其望を遂げ得ざるのみか三撃の後竟に捕縛せられろれかため國庫金の無難は本金庫に達するとを得たり若し鈴木氏の如き剽悍勇爲の護送者微せば壹万貳千八百圓の人夫の性命と與に亡失して非常の損失を招くべきにその禍を免れたるは幸なれと鈴木氏の不幸は幾干や斯くて曲者の引致の上取調へた

問 答

第九問 在監人ノ獄衣ニ縫着スル番號ヲ書スル用品ヲ問フ解答

駿府 芙蓉山人

警察監獄學會雜誌第四号問答欄内「在監人ノ獄衣ニ縫着スル番號ヲ尋常ノ墨ニテ書スルハ獄衣ヲ洗濯スルニ當テ消抹ス之ヲ防クニハ何ヲ用テ書スレハ可ナル乎其用品ヲ問フ」ノ問題アリ即ち左ノ品種ヲ調合使用セハ消抹ノ憂ナキナリ

一南京ワニス 一テレピン油 一灰墨

以上ノ三品ヲ調合スルニハ灰墨凡一合(目方四十八匁)ニテレピン油二十匁ヲ混合シ夫レヘワニス十八匁計ヲ投シ能ク混和セハ使用シ得ルナリコニ調合上ニ注意ヲ要スルコトアリテレピン油多量ナレハ使用方ニ容易ナレ脱色ノ憂アリ之ニ反シテワニス多量ニスレハ使用ニ困難ナルモ脱色ノ憂ヒナシ故ニ可成リニスヲ多量ニスルヲヨシトス但使用后ハ直ニ日ニ當ルチ可トス又此藥ヲ調合スルニハ可成少々宛調合スルチ可トス若シ然ラヌシテ大量ヲ一時ニスルハ固マリテ使用上ニ困難ナルナリ

るに同縣下總國下埴生郡豐住村の者にして淺野與右衛門と云へり昨年も國庫金七千圓程を途よて強取せられたるとあり多分同人のいふらすやとの疑あるよしにて嚴しく訊問中あり此兇徒は中々の惡棍にて不敵の言を吐て縛を免れんとせしよしを鈴木氏に組敷かれ此者の細帶を解きそをもて縛せんとせしとき云へるよふ和主も我一人を捕縛したからといふて俄に出世もあるまし高か一等か二等を昇進する位にこゝとあるへし我の縛に就けは迎も命はなきものなり今この際を見逃しければいかに乾度御恩を報ゆへし何卒見逃しくれよと手を合せ詫ひたりとなん同縣知事此事を聞と直に病院に見舞ひ同氏の功勞を賞し警察賞與規則に據り金三拾圓の特別賞與を行はれ同縣巡査に在ては未曾有の勳なりと稱賛されたり實は同氏の勳は獨千葉縣巡査のみならず他の府縣に於ても多くの比を見ざる所にして特別賞與を得たるは規則施行以來同氏を以て嚆矢とするよし却説同氏は入院後長尾國手等の盡力治療せられしも何分擊傷の場所惡しく且三ヶ所どころ重傷あれい竟よろの効を奏せず八日の午前二時頃惋惜の聲と名譽の鑑とを賣らして長逝せり嗚呼惜哉同氏の履歷は次號に掲載すへし

法令註解

巡閱規則註解 (承前)

遞傳護送中囚人所持金ノ不足ヲ生スルコト往々アリ是レ途中護送者ニ於テ使用セルコトアルコト由ラスジハアラス而シテ此所持金ノ受授ハ甚粗漏ノ点アルチ免レサルノ致ス所ナリ蓋所持金發送ハ他ノ物品ト違ヒ現金ヲ封緘シ其表面ニ金額ヲ記載シテ遞傳ニ付ス之ヲ受取ル警察署ニ於テハ開封シテ之ヲ改ムルコトナク前ノ封印ノ儘領收シテ金額ノ果シテ適合スルヤ否ヲ知ラス封印ノ異狀ナレハ更ニ之ヲ恠シマス直ニ之ヲ送付ス斯クノ如ク順次遞傳シテ最終ニ至リ開於テ不足ヲ生シタルヤヲ詳ニスルコト能ハス竟ニ官ノ損失ニ歸シ之ヲ賠償スルノ不都合ヲ生スルニ至ルナリ依之自今此習慣ヲ改メ遞傳受授ノ際聊手數ニ涉ルヘケレトモ一々之ヲ開封シ金額ヲ改メ更ニ之ヲ封緘シ契印シテ送付セハ此不都合ヲ免ルチ得ヘシ

七 諸願伺書等ニ關スル諸文書ノ取扱
署長ハ受付口ニ其席ヲ構ヘ人民ヨリ直接ニ文書ヲ受取り直ニ其可否ヲ決シテ指令スヘキハ之ヲ指令シ指

令ヲ要セサルモノハ要セサルノ手續ヲ爲シ萬事即決ノ取扱ヲ爲スハ現今警察ノ通況ナリ顧テ從前ノ狀況如何ヲ回想スレハ幾ノト別境ニ在ルカ如シ從前ハ文書ノ取扱ヲ鄭重ニ失シ却テ緩慢ニ流ルハノ風アリシ是レ他ナシ文書ノ受授ハ總テ巡查ニ一任シ署長ハ奥深キ一室ニ屏居シ僅ニ同議ニ認印スルヲ以テ其職務トシ人民ニ直接交語スル等ノ如キハ殆ント稀ナリ從テ文書ノ取扱モ自ラ鄭重ニナリ事務ノ澁滞ヲ來スハ自然ノ數ナリトス近來ニ至テハ大ニ之ヲ改良シ一般ニ即決法ヲ採リ空シク人民ヲ待タセ置ク等ノ事ナキニ至レリ然レトモ警察署分署ノ多キ未タ必スシモ改良ノ途ニ就キ其取扱方整備セリト云フヘカラサルモノナキヲ保セス

要之人民ヨリ差出ス文書ハ其事件ノ何タルヲ問ハス敏速ニシテ且簡便ナルヲ貴フ言辭ノ足ラサル文字ノ誤謬アル等ハ其事ノ辨シ得ルヲ度トシ強テ之ヲ改正セス若シ又其言辭足ラス若クハ誤謬ノ文字アルカ爲メ意義通セス又ハ事實ニ害アルトキ之レカ補正ヲ必要トスルニ於テハ署長又ハ主任者ニ於テ人民ノ面前ニ於テ之ヲ補正シ若クハ人民ヲシテ補正セシムル等ノ手數ヲ爲シ徒ニ文書ヲ却下スル等ノコトナク勤メ

巡查ニ委スルハ其職務ノ輕重ヲ鑒別シ其例アルモノ若クハ輕易ニシテ權義ニ關係ナキモノハ之ヲ巡查ニ移シテ處理セシムルモ又可ナレトモ之ヲ鑒別スルコトナク悉皆巡查員ヲシテ處理セシムルハ竟ニ不都合ヲ生スルヲ免レス其シキニ至テハ機密ノ文書ヲ取扱ハシムルモノサヘアリト聞ケリ又駐在所ニ於テ輕易ナル願届ヲ受理セシムルモノアリ駐在所ハ官署ニアラス巡查ハ受理ノ職權ナキモノナリ人民ノ差出ス文書ヲ所屬署ニ取次スルハ無論可ナレトモ如何ニ輕易ナル事件ナリトモ駐在巡查ニ於テ之ヲ可否スルハ甚不可ナリトス

巡閱官ハ以上ノ事項ヲ參酌シテ査問セザルハニ於テハ本項ノ旨趣ニ適合スルニ庶幾カラシ乎

八 違警罪及諸規則違犯者處分

違警罪處分ノ權ハ違警罪即決例ニ規定セラルハ如ク警察署長及分署長又ハ其代理官ニ委任セラレタル所ニシテ此資格ナキモノハ無論該處分ヲ爲シ能ハサルナリ然ルニ往々巡查ヲシテ其處分ヲ專斷セシムルモノアリ違警罪即決例ノ旨趣ニ背キ人民ヲ輕蔑スルノ譏ヲ免レサルヘキナリ署長ハ其事務多端ナリ常ニ内外ニ執筆シテ履署外ニ

テ人民ノ便利ヲ計ルヘシ無益ノ手數ニ人民ノ嫌忌ヲ招クカ如キコトアルヘカラス警察署ノ内外ニ代書人ヲ業トスルモノアリ此代書人ニ就テハ宜シク注意スヘキモノアリ眼一丁字ナキ田舎漢ヲ弄シテ代書料ヲ貪リ或ハ虛喝ノ手段ヲ用ヰテ謝金ヲ要求スル等ノ弊アリテ警察署ノ便利トナラス却テ手數ヲ煩ハコトアリ畢竟文書取扱上親切ナラハルノ致ス所タルヲ免レス故ニ警察署ニ在テハ代書人ノ舉動及賴書人ノ狀情ヲ稽考シ是等ノ弊ヲ矯ムルニ注意アラソコトヲ要ス

凡人民ヨリ差出シタル願届等ハ之ヲ回議ニ付スルハ無益ノ手數タリ其處分スヘキ要領ハ之ヲ欄外餘白ニ書記シテ處分ノ目的ヲ定メ後日ノ考證ニ備フレハ可ナリ若シ一枚ノ願届ニ指令ヲ要スルモノハ別紙ニ指令ヲ書シ與フヘシ又營業ニ關スル願届等ハ極メテ迅速ニ處分スルヲ要ス從前ハ分署所轄内ノ營業願届ニシテ警察署ノ認可ヲ待ツ爲メ數日ヲ空フシタル等ノ事アリ斯ノ如キハ恐ラク今日ノ警察ニハ絶テアラサルヘケレトモ巡閱官ハ宜シク茲ニ注目アラソコトヲ希望ス

出張シ其内部ノ事務ヲ巡查ニ委スルハ殆ント普通一般ノ事ナリ故ニ署長不在ノトキニ於テ生起シタル違警罪犯人ハ勢巡查ニ於テ處分セサルヲ得サルナリ是レ巡查ノ違警罪處分ヲ專斷スルモノ多キ所以ナランカ然レトモ少シク意ヲ用ヒタランニハ巡查專斷ノ處分ヲ減少スルヲ得ヘキナリ尤モ此ノ如キ場合即チ署長不在等ノ場合ニ於ケルカ如キ萬不得已モノハ姑ク巡查ノ專斷ヲ容ルストスルモ是等ノ場合ニアラスシテ漫ニ巡查ノ專斷ニ委スルモノハ殆ント其理由ヲ解スル能ハス或ル地方ニ於ケル違警罪處分ノ狀況ヲ聞クコ署長若クハ其代理者ニ於テ處分セシモノト巡查ニ於テ處分セシモノトハ比スルニ署長等ノ處分セシハ巡查ノ五分ノ一ニモ及ハサルモノアリト違警罪ハ微罪ニシテ人權ヲ傷ルコトナキヲ以テ稍輕忽ノ取扱ヲ爲スノ傾アリ然レトモ人ニ刑ヲ料スル點ハ一ナリ豈之ヲ輕忽ニ看過シテ可ナランヤ

違警罪處分上巡閱官ニ於テ最モ注意ヲ要スヘキモノアリ擬律ノ權衡如何ヲ稽考スル是ナリ區一ノ罪ニ對シ甲ハ最上額ヲ料シ乙ハ最下額ヲ料スル等ノコトナク能ク其權衡ヲ保チ異同ナカラシメテ期スヘキナリ缺席裁判ノ言渡書ハ之ヲ郵便ニ付スルアリ巡查ノ巡

法令註解

同途次之ヲ届クルアリ又ハ直ニ態夫ニ托シテ之ヲ配付スルアリ固ヨリ便宜ニ從フヘキモノニシテ是非ヲ論スルヲ要セスト雖態夫ヲ使用スルハ徒ニ費用ヲ増加スルヲ以テ可成好便ニ托スルヲ可トス費用ヲ要セスシテ官民共ニ便益ヲ得ルノ方法ヲ設クルハ當局者ノ任務ナリトス

諸規則違犯トハ尙違警罪犯ナリ府縣ニ於テ定メタル規則及中央官衙ヨリ發布シタル規則ニシテ違警罪ノ刑ヲ設ケタルモノニ違犯シタル者ヲ處分スルヲ以テ諸規則違犯ト云フ

巡閱官ニ於テハ處分取扱ノ良否、件數ノ増減、最多數ノ罪種、罪種ト民情トノ關係、多犯ノ源因等ヲ調査スルコト及執行官吏ノ苛察ニシテ加罰ヲ主トスルノ弊ナキヤ否等ヲ査閱スルヲ要ス (未完)

○内務省訓令第十六號解

内務省ハ本年三月二十八日訓令第十六號ヲ以テ左ノ如ク府縣ヘ達シタリ

明治二十一年十月三十一日訓第六四〇號警察官吏配置及勤務規則第六章ニ據リ勤務上ノ監督ヲ補助セシムル爲巡査部長ノ職ヲ置キ月俸十圓以上ノ巡

部内ニ巡視シテ巡査ノ行爲ヲ觀察シ其職務ヲ監督スヘキナリ然レモ署内ノ事務身邊ニ府集シテ屢其署ヲ離ルヘカラス因テ事故ノ頻繁ナル警察署ニハ次席ノ警部若クハ警部補ヲ置テ以テ署長ノ職務ヲ補ケ以テ巡視監督ノ事ヲ行ハシムルモノアリ斯ク次席ノ署員ヲ置キ署長ノ職務ヲ補助セシムト雖如何セシ經費ノ許サハルアリテ周ク署員ヲ置クコトヲ得ヌ又監督ヲ周到ナラシムルニ足ルヘキ人員ニ乏シク或ハ巡回旅費ノ缺乏ヲ感スルアリ於是乎上給ノ巡査ニシテ才幹アリ且經驗ニ富ムモノヲ撰ミ以テ監督ヲ補助セシムルニ至レリ此事固ヨリ已ムヲ得サルニ出ツルト雖地方警察ノ實況如何トモスルヲ能ハサルヲ以テ姑ク此不便ヲ忍ブノミ是レ此訓令第十六號ノ發布ヲ促シタル所以ナラソカ

本令ニ所謂明治二十一年十月訓第六四〇號ナルモノハ公然發布サレタルモノニアラス内務省ヨリ各地方長官ヘ直ニ達セラレタルモノニシテ秘密ノ文書ニ屬スルヲ以テ本令ヲ解スルニ當リ頗ル隔礙搔痒ノ歎ナキ能ハス然レトモ仄ニ聞ク所ニ由レハ警察官吏配置及勤務規則ハ各地方現行ノ警察配置法及勤務ノ方法ヲ規定サレタルモノニシテ靜ニ其狀況ヲ勘ヘ其勤務

査ヲ以テ之レニ充ツルコトヲ得巡査部長ハ巡査ノ上班トシ警部補ニ亞クノ待遇ヲ受クヘキモノトス巡査部長ハ上衣並外套ノ左腕ニ左ノ雛形ノ徽章ヲ付スヘシ

右ノ訓令ハ實ニ警察部面ニ一新顯象ヲ開發セシモノニシテ頗ル目下地方警察ノ實況ニ適スルモノト謂ツヘシ

抑監督ノ事タル之ヲ輕視スレハ敢テ難事ニモアラス又之ヲ以テ重要ノ職務トスルニ足ラサルカ如シト雖警察ノ活動ヲ助ケ其機能ヲ敏捷ニシ全般貫通ノ效果ヲ舉クルハ一ニ監督ノ周到ヨ由ラスンハアラス彼ノ駐在巡査ヲ見ヨ廣袤數里人口三千以上ヲ包含スル村落ニ孤棲シテ常ニ執ルヘキ定務ナク唯巡回線路ヲ偏頗ナク周行スレハ以テ一日ノ職務ヲ遂ケタルモノトシテ眞率警察ノ事務ニ服從シ禍害ヲ未然ニ防キ罪科ヲ未遂ニ制スルカ如キ行爲ヲナスモノ、曉天ノ星モ宵ナラサルモノアリ是レ獨巡査其人ノ責ノミニアラス遠ク上官ノ耳目ニ離レ自己ノ行爲ヲ矯制スルモノナク自意目適終ニ職務租漏ニ陷サルノ致ス所ニシテ監督ノ周到ナラサルニ坐スルノミ

監督ハ署長ノ任タルコト言ヲ待タス故ニ署長ハ常ニ

ノ順序ヲ吟味セハ其基因スル所ノモノハ則此概則ニ法トリ之ヲ組立タルヲ知ルヘキナリ而シテ此概則ノ第六章トハ巡査勤務上ノ監督法ヲ規定シ其責任ヲ署長ニ歸シ署長ハ次席ノ署員ヲシテ代テ監督ノ事ヲ行ハシメ又署員ヲ置カサル署若クハ署員ノミニテハ監督周到ナラサルトキハ巡査ヲシテ監督ヲ補助セシムルヲ得セシメタルナリト

既ニ巡査ヲシテ監督ヲ補助セシムルコトヲ許シタルモノナレハ何故新ニ此訓令ヲ發スルノ必要アリヤ是レ宜シク講究スヘキ問題ナリトス

蓋概則ハ或ル場合ヲ指定シタルモノニシテ全然巡査ヲ以テ監督ヲ補助セシムルニアラス本令ハ之レニ反シ警察署分署ハ巡査部長ノ名ヲ帶ヒサル巡査ヲ常ニ専ラ監督ニ從事セシムルコトヲ得セシメタルナリ

監督ヲ補助スルコト云フハ監督ヲ行フノ謂ニアラスシテ署長ノ職務ヲ補助スルニ止マルカ如キ或アリ元ト監督ノ事ハ署長ノ任ナルカ故ニ無論他ノ官吏ニ於テ監督ノ事ヲ行ヒ得サルヤ明矣然レトモ本令ノ精神ハ全ク巡査部長ヲシテ監督ノ事ヲ行ハシムルニ在リ論者アリ詰テ曰果シテ然ラハ補助ト云ハスシテ監督ヲ行ハシムル爲ト言ハサルカ其之ヲ言ハサルハ仍從前

ノ如ク署長ノ補助ヲ爲スニ過キスト論者ノ言ハ之ヲ文字上ヨリ推セハ甚割切ナリト雖全体ノ行文ヲ玩味セハ自ラ從前ニ異ナラサルヘカヲサルモノアリ開ハ他ナラス巡查部長ノ職ヲ置キト云ヒ巡查部長ハ巡查ノ上班トシ警部補ニ亞クノ待遇ヲ受クト云フ此二項ハ自ラ巡查ノ身分ヲ高メテ普通巡查ト別異スルモノナリ其身分ヲ高メタルハ以テ監督ヲ行フヘキ職務ヲ負ハシメタルノ證左ナリトス而シテ監督ヲ行フト云ハスシテ補助ト云フ所以ハ官制ニ影響ヲ及ホスヲ以テナリ地方官官制第三十一條ニ依レハ警察署長及分署長ハ法律命令ノ屬行ヲ監督ストアリ是レ監督權ハ署長ニ屬シテ其他ノ官吏ニ及ハサルヲ見ルヘシ然ルヲ若シ巡查部長ヲシテ監督ヲ行ハシムト云ハソカ内務大臣ハ勅令ニ抵觸スルノ訓令ヲ發スルノ嫌アリテ不都合モ亦甚シ故ニ此嫌ヲ避クル爲メ補助ノ字ヲ用ヰタルナラソ用意周到ト謂フヘシ

巡查部長ハ職名ノミ之ヲ官名ト誤認スルコト勿レ此職名ハ恰モ陸軍ニ於ケル副官ト云フカ如キモノニシテ官名ト職名トノ區別判然タルモノナリ故ニ此職ニ居ル者ハ巡查部長巡查某ト稱スヘキナリ

月俸十圓以上ノ巡查ヲ以テ之レニ充ツル所以ハ深キ

理由アルニアラサルヘシ上給ノ巡查ヲ以テ之ニ充ツルノ旨趣ナルヘシ月俸十圓ノ巡查ハ一地方ニ於テ既ニ其少チ見ル況ヤ十二圓十五圓ノ巡查ニ至テハ寥々タルナラソ然則十圓以上ト定メラレタルハ適當ノ區分ト思考ス

月俸十圓以上ノ巡查寡少ニシテ必要ナル巡查部長ノ數ヲ充タスコト能ハサルトキハ九圓ノ巡查ニ巡查部長心得等ノ名ヲ付シテ其不足ヲ補ハント欲スルモノアリ然レトモ巡查部長ハ監督ヲ行ハシムル爲メニ其職ヲ置キタルモノナレハ之レカ代理若クハ心得等ノ名ヲ以テ其職ヲ行ハ事理穩當ナラサル所アリ其筋ニ於テモ之ヲ許サ、ルニ決シ居ル由漏レ聞ケリ

又一說ニ十圓以上ノ巡查寡少ニシテ之ヲ充タスコト能ハサル場合ニ於テハ成シ得ル丈ケノ巡查ヲ以テ部長ニ充テ其足ラサルモノハ仍從前ノ儘上給巡查ヲシテ監督ヲ補助セシムルハ妨ナシト此說ヲシテ從用スルヲ得セシメハ前項ノ如キ苦案ヲ生スルニ至ラサルヘシ然而シテ此說ノ事件ニ對シテハ可否トモニ規定ナシ故ニ斯クノ如ク當分ノ内姑息ノ方法ヲ行フモ可ナルカ如クナレトモ其筋ノ說ナリト云フモノヲ傳聞スル所ニ依レハ如斯ニ様ノ監督補助ヲ置クコトヲ許

サス若シ十圓以上ノ巡查寡少ニシテ部長ヲ充タスコト能ハサルトキハ他日之ヲ充タスニ足ル丈ノ人員ヲ得テ然後巡查部長ノ職ヲ置クモ妨ナシ該訓令ハ即今直ニ行ハテハナラヌト云フ者ニアラスト由是觀此巡查部長ハ必ス月俸十圓以上ノ者ニ限リ又部長ノ心得又ハ代理ヲ置キ若クハ部長ト監督補助ノ巡查ト二様ノモノヲ置クコトヲ許サ、ルノ精神ナルコトヲ知ルニ足ル

等ナレトモ萬般ノ取扱ハ總テ上班官ト異ナルコトナカラシム例之公會ノ席ニ於ケル儀式ノ場ニ於ケル其他判任官以上以下ノ區別ヲ立ツヘキ場合等ニ於テ判任官同様ノ待遇ヲ受クルコトヲ得ヘキ者トス

然レトモ規則命令ニ於テ特ニ判任官ニ與ヘラレタル事項ニ付テハ適用スルヲ得サルモノトス旅費恩給參賀等ノ如キ是ナリ

巡查部長ハ司法警察ニ關シテハ毫モ其職權ヲ有セス故ニ此場合ニ於テハ普通巡查ト異ナルコトナシ

巡查部長ヲ巡查ノ上班トシ警部補ニ亞クノ待遇ヲ受ケシムルモノハ部長ノ身分ヲ重カラシメ兼テ其責任ノ重キヲ荷ハシメタルモノナリ元來巡查ヲ以テ巡查ヲ監督スルカ如キ秩序ノ妥當ナラサルハ今日ノ通弊ナリ然レトモ警部補以上ノ官吏ヲ監督ニ充ツルニハ一地方ニ於ケルモ數十名ヲ増員セサルヲ得然ルニ増員ハ經費ノ許サ、ル所ニシテ到底爲シ能ハサレハ已ムナク巡查ヲ充用セルナリ而シテ巡查ハ其身分卑シ故ニ特ニ之ヲ進メテ警部補ニ亞クノ待遇ヲ受ケシメ判任官ノ次席ニ班シテ同等ノ待遇ヲ受ケシムルナリ恰モ陸軍ノ准士官ト相似タルモノニシテ其官ハ下

巡查部長ノ左腕ニ徽章ヲ付スルモノハ一見シテ普通巡查ト職別ヲ易カラシムル爲メナリ服制ハ夫々規定アリテ内務大臣ノ職權内ニテ之ヲ變更スルヲ得ス故ニ巡查部長ノ爲メ殊制ノ服ヲ定ムルコト能ハサルヲ以テ單ニ徽章ヲ付セシムルニ止マレリ若シ職權ノ許スアラハ焉シ巡查部長ノ服制ヲ定ムルニ躊躇セサラソヤ

警察擴張ノ今日ニ際會シ著々歩ヲ占ムルモノアリ曩ニハ試験ヲ經スシテ巡查ヨリ警部警部補ニ任スルヲ許サレ今又巡查部長トナレハ判任ノ待遇ヲ受クルヲ巡查諸氏豈旣レチ勗メスシテ可哉(完)

寄書

○外役ノ弊害ヲ論ス

寄書

東京 天狗道人

論者アリ曰ク改正監獄則ニテハ種類ノ制限コソアレ
當然外役ヲ可認シ舊監獄則ニ比スレハ外役ニ自由ヲ
與ヘラレタルナリト其理由トシテ説ク所ヲ聞クニ曰
ク舊監獄則第四十二條第二項ニ若シ已ムテ得ス外役
ニ服セシムルトキハ云々ト規定シ以テ外役ノ容易ニ
爲スヘキモノニアラサルコトヲ明示改正監獄則施
行細則第四十四條ニハ碎石開墾採掘土方石工耕耘運
搬若クハ監獄ノ用ニ限リ外役ニ服セシムルコトヲ得
トアリ此種類外ニ涉ラサル限リハ已ムテ得サルト否
トニ拘ハラズ外役セシメテ可ナルノ意ナリ是レ改正
監獄則ヲ以テ役ニ自由ヲ與ヘタルモノト爲ス所以ナ
リ而シテ如此自由ヲ與ヘラレタル上ハ外役ヲ盛ニナ
シ苦シテ内役ヲ起スニ及ハサルヘシト云フ吾人ヲ以
テ之ヲ見レハ論者ノ云フ所一理ナキニアラサルモ未
タ改正監獄則ノ精神ヲ得タルモノト認メ難シ何トナ
レハ改正監獄則施行細則ニ種類ヲ限リテ外役ヲ許サ
ルハ一時ニ之ヲ全廢セハ忽チ囚徒ノ使役方ニ差支
ヘ又地方ノ經濟ニモ影響シ種々ノ事情ニ制セラレ弊
害アルヲ知リツ、モ尙ホ之ヲ全廢スルコト能ハス先
ツ弊害ノ少キモノヲ選擇シ專ラ大弊ヲ除却スルコト

役シ外役ヲ止メテ拘禁ノ目的ヲ失ハサランコトヲ勉
メルハ當局者タルモノ、職任ナリト信ス況ンヤ監獄
改良ノ實ヲ擧ケント欲スルノ今日ニ當テハ弊害ヲ改
除セサルヘカラサルニ於テチヤ已ニ外役ノ弊害ヲ説
ク者多シ今更喋々スルヲ要セスト雖モ聊カ記シテ以
テ論者ノ臆ヲ解ク

○共同消費組合ノ利益ヲ説テ
讀者ニ其試設ヲ切望ス

法科大學々生 服部甲子造

團集結合同協力ノ風ハ文明ノ生産物トシテ世ノ進
化ト共ニ各所ニ行ハレ今日ノ社會一モ其恩澤ヲ蒙ラ
サル者ハ蠻陋野ノ人民ニ非サレハ無カルヘシ、蓋
シ現今ノ社會ハ生存競争ノ最盛ナル社會ニ適者ノ
獨生存スル社會ナリ、各人孤立別活シテ生存シ得ル
ノ社會ニ非サルナリ、一人ハ二人ヨリ弱ク三人ハ二
人ヨリ強シ、是古來國家ナル團體ノ遂ニ組織セラレ
現ニ成立スル所以ニシテ合同ハ實ニ事ノ必要ニ起因
シ尙ホ漸チ進化する者ノ如シ、或多ノ學者殊ニ
希臘古代ノ碩哲「アリストトトレス」和蘭中世ノ識者
ニシテ國際法ノ始祖タリシ「グロチウス」獨逸近世ノ

チ勉メラレタルノ結果ニシテ實ニ已ムテ得サルニ出
タル次第ナレハナリ然ルヲ論者ノ如ク辭義ニ拘泥シ
テ外役主義ヲ取ラント欲スル改正監獄則ノ精神ヲ得
タルモノニアラサルナリ且外役ハ監獄外ニ出役スル
モノナルニヨリ其往復途中ニ於テ世間ノ事物ニ觸レ
耳目ヲ慰シ痛苦ノ重ナルモノヲ消失シ懲戒ノ本旨
ヲ失シ又逃走ノ機會ヲ與ヘ又途上ニ於テ反獄ノ用ニ
供スル凶器其他煙草若クハ食物等ヲ拾ヒ取り又ハ賁
ト受ケ竊カニ之ヲ包藏所持シ不幸ニシテ檢身ノ際之
ヲ發覺セサルハ往々其拾得タル凶器ヲ以テ反獄ヲ
企ルノ事實ナリトセス幸ニシテ檢身ノ際其包藏スル
コトヲ發覺スルモ徒ニ處罰者ノ増加ヲ見ルノ惡果ヲ
生スルノミ又弊害ノ甚クシキニ至テハ儲主ニ於テ竊
カニ茶菓其他ノ飲食物ヲ給與シ以テ囚徒ノ甘心ヲ買
フコトアリ其外々役ノ弊害ハ枚舉ニ遑アラサルナリ
夫レ如此弊害多シ焉ヲ拘禁ノ目的ヲ貫クニトテ得ン
若シ出來ヘクハ外役ハ全廢スルコトヲ期セサルヘ
カラス計畫此ニ出テスシテ外役主義ヲ取り内役ニ使
役スルノ計畫第二段ニ置クカ如キハ治獄上最モ忌
避セサルヘカラス故ニ改正監獄則ニテ外役ヲ許シア
ルニモセヨ外役ノ弊害多キヲ知ル上ハ可成内役ニ使

學士「クラウゼー」諸氏ノ如キハ結社ハ人ノ性質ニ原
クモノタルヲ主唱セシ位ニシテ、人々相團結スル
ノ念慮ハ殆ント自然ノ定則ニ因ルモノ、如ク、經見
學識ノ進歩ニ伴フテ愈其程度ヲ増加スルノ觀アルナ
リ、一人百圓ノ資本ハ以テ何等ノ事業ヲモ興起スル
ニ足ラサレ凡百人共同一致シテ各百圓ヲ投合シ以テ
一萬圓ヲ得ルニ至レハ亦相當ノ興業起事ヲ計リ互ニ
相扶持スルノ力ヲ以テ僅少ナル孤立ノ資本ニハ望ム
ヘカラサル應分ノ利益ヲ獲得スルニ足ルハ明瞭ナリ
是豈理論ニ止ランヤ實際諸君力日常銀行鐵道會社等
ニ於テ經見シツ、アル者ナリ、然ルニ銀行鐵道會社
ノ如キハ以テ中等以上ノ資産ヲ有スル者ニ適スレバ
下等勞働ノ人民ニ適セス、適セサルヲ知テ之カ良策
ヲ研究スルヲ勉メサレハ富者ハ獨合同協力ノ方法
ヲ使用スルヲ得テ愈其富ヲ増セ凡貧者ハ依然其貧
ニ苦ミ二者ノ懸隔爰ニ相去ルヲ遠キニ近ソテハ爲ニ
社會黨モ起ルヘク又戰乱モ生スヘシ、想フニ二物ノ
平穩安固ナルハ其平均ニ在リ一朝平均ヲ失ヒ權衡ヲ
破ルハ動搖顛覆ヲ免レス、以此富者ノ團體漸ク一
方ニ夥多ナレハ之ニ對ノ貧者ヲ保護スヘキ結合ノ必
要ヲ他ノ一方ニ生スヘキハ勿論ニ歐米諸國ニ共同

寄書

組合ノ起ル所以ナリ

共同組合ハ當世紀五十九年ノ頃獨乙國ニ其濫觴ヲ發シ「ザクセン」ノ小村落ナル「デリッ」チュノ地方裁判官タリシ「シニルウエー」「ライン」ノ小村落ナル「ノイウイード」ノ郡長タリシ「ライファアイセン」ノ二氏ハ特ニ之カ發起人教導者ニシテ所在熱心ト勉強トナリ以テロニ筆ニ其利益ヲ説キ遂ニ共同信用組合、共同消費組合、共同建築組合、共同生産及ヒ共同賣却ノ組合、等其他職工農業者ニ關スル二三ノ組合ヲ創設シ主トシテ資力乏シキ下等勞働ノ貧民ニ低利ノ財本ヲ得セシメ、大工業者ノ爲ニ絶エス壓倒蹂躪セラル、ノ傾向ヲ示シタル小工職人ヲシテ二者相併行シテ利益ヲ収受スルノ手段ヲ了知セシメタルモノナリ、然而此等ノ共同組合ハ爾來英佛伊奧等ノ諸國ニ行ハレ尙ホ著々其範圍ヲ擴ムレトモ至ル所其良果ヲ結フモノニシテ我邦ノ如キ農工商ニ關スル小事業ノ行ハル、土地ニ於テハ更ニ特別ノ効用アルヘキニ付余カ大學ニ於ケル經濟學ノ教師博士エラゲルト氏及ヒ獨逸法律ノ教師學士ワイベルト氏ノ如キハ嘗テ國家學會其他ノ會場ニ於テ喋々其輸入繼受ノ日本ニ利益アルヲ辨セラレタルニモ係ラス、時期未タ至ラサルニヤ將ク起

業債發週旋ノ士ニ乏シキニヤ今ニ於テ其形影ヲモ見ルノ運ニ遇ハサルハ遺憾ナリ
今、前舉ノ各組合ハ如何ナル運動ヲ爲シ、如何ナル法律上ノ資格、如何ナル法律上及ヒ内部ノ組織ト規定トヲ有スルヤハ之ヲ細講スルヲ本誌數回ノ紙面ヲ填充スルニ非サレハ能ハサルニ付、此所ニハ唯右組合ノ中利益ノ最明白ニシテ建設ノ至極平易ナル共同消費組合ノ結果ノ利益ヲ略述稱揚シテ試ニ其設立ヲ讀者ニ勸告スルヲ以テ止ラント欲スルナリ、但シ其法律上ノ規定ハ獨乙ニ在テハ他ノ諸組合ニ關スル制文ト共ニ千八百六十八年七月四日ノ法律ヲ以テ頒行ナリタレハ、我邦ノ如キ未タ會社法ノ發布ヲモ見サル今日ニ於テハ相參照シテ解シ易スキ之ヲ說クノ便モナク、又法律ハ常ニ必要上制定セラル、モノニシテ物先ツ存シテ而後發生スヘキヲ通則トナス（但シ市例外ナリ）現象ナレハ、目下之ニ關スル規則ヲ請述論辯スルヨリモ寧ロ其利益ト簡單ナル建設ノ方法トヲ列記スルノ幾層急務ナルヲ覺ノルナリ、蓋シ獨乙ニ於テモ既ニ前述ノ如ク組合ヲ規定シ支配スル法律ノ發生ハ其實物現存ノ十年後ニ在リシヲ以テスルモ余カ淺見ノ誤謬ナラサルヲ證スルニ足ラン乎

儲テ共同消費組合ハ數ハ相圖集シテ日用品即チ米麥薪炭鹽油ノ如キ品料ヲ多量一纏ニ購買シテ更ニ之ヲ其各組員ニ些少ノ費用ヲ差加ヘタル原價ヲ以テ配賣スル團體ニシテ利益ノ判然ナル暗夜ニ燈火ヲ看ルト一般ナリ蓋シ小買ハ卸買ヨリ高價ニシテ卸買愈多量ナレハ物價愈下廉ナルハ至當ナレハナリ、由是觀之組合ハ其目的上人員ヲ制限スルノ理由ト必要トナク從テ法律モ之ニ其制限ヲ許サ、ルヲ常トス、例ヘハ斯ニ鉛筆一本ヲ購ハントスレハ其價額一錢ナレハ、一ダース即チ十二本ヲ需ムレハ總テ十錢ナルヘク、十ダースヲ買ヘハ比例益減シテ其全体ノ價九十錢乃至九十五錢ナルヘシ、乃チ各一本ノ價凡ソ八厘ニシテ之ニ如何程ノ組合費ヲ加フルモ決シテ九厘ヲ超過セサルヘク、購買者ハ輒チ出費ノ一割ヲ儉約シ得タルモノナリ今一人ニシテ多量ノ品ヲ買ヒ蓄フルルキハ一時ニ之ヲ使用シ能ハスシテ永ク底底ニ儲藏スルヲ以テ物品價額ノ低廉ハ金員ノ沈睡ト相殺シテ結局所得ヲ見サレハ、多人數聯合シテ各自力日用ノ程ヲ合算シ取纏メテ之レカ購買ヲ行ヒ再ヒ各員カ目前ノ需用ニ應ジテ分配スルトト爲セハ、金員沈睡ノ弊ハ其生スルノ憂アルヲ覺ヘサルナリ、故ニ此使法ヲ總テ

ノ用品ノ上ニ適用スルハ利益ハ實ニ著大ニシテ各員少ナクモ其月費ノ一割ハ之ヲ貯蓄銀行ノ手ニ委テ尙ホ之カ利子ヲ増スト同時ニ社會ノ融通ヲシテ多少圓滑ナラシムルヲ得ヘシ、之ヲ要スルニ組合ノ各員ハ各物品ノ小賣商ニ讓得セラルヘキ利潤ヲ直ニ自己ノ收入スルノ期定ナレハ世ノ經濟ニ志シ國家ノ富強ト一人ノ利益トヲ希圖スルモノ此組合設立ノ計ヲ爲サスシテ可ナランヤ
元來經濟ナルモノ、主タル目的ハ貯蓄ニ非スシテ事業ノ頻繁生産ノ隆盛ニ在リト雖、之レ主トシテ農工商ニ對スル原則ニシテ諸君ノ如キ重ニ官途ニ就テ多少一定ノ收入ヲ有スル者ニ在テハ此例外トシテ國家又各自ニ對スル經濟上ノ義務ヲ發達トハ專ラ適當ナル儉約ト適當ナル貯蓄トニ存スルモノ、如シ、是レ余カ諸君ニ當組合ノ建立ヲ希望スル所以ナリ、但シ歐米ノ諺ニ「總テノ始メカハ六ヶ敷アル」ト云ヘル如ク此事業ト雖亦其始ヨリ完全至良ナルヘキヲ到底願フヘクシテ行ハレサルニ付事ノ發達ハ其自然ノ勢ト順次經見ノ積重トニ任セテ之ヲ他日ノ問題ニ譲リ、今日ノ場合兎角其試設ヲ企圖セラレシヲ願フテ措カサルニ過キサルナリ

願レハ、諸君等ハ共同消費組合ノ試設ニ關シテ前好都合ナル地位ヲ有スル者ナリ、諸君等ハ概シテ一警察署尙シハ一監獄署ノ下ニ在テ互ニ近接シタル場所ニ住居シ、多キハ數十人少ナキモ尙ホ數人集合シツ、アルヲ以テ試ニ其集合ノ内ニ於テ組合ノ方法ヲ使用スルハ容易ニシテ亦多少ノ利益アルヘキヲ信ス特ニ東京ノ警察署ノ如キハ近隣ノ二三合併スルノ便モアリ組合ノ効用從テ著大ナルヘシ、彼ノ人員無制限ノ如キハ現ニ組合法ノ行ハレツ、アル邦國ノ談ニシテ我日本ニ於テハ目下如何ナル制限ヲ爲スモ、如何ナル内則ヲ設ルモ、外部ヘ對シ前段ノ權利義務ヲ制定スルヲタニナクハ一度官ノ認許ヲ得ルヲサヘ要セサルヘシ而余ノ所謂組合試設ノ方法ハ之ヲ左ノ如クセハ可ナラン

第一 警察署尙シハ監獄署ノ長チ司事ト爲シ外部ヘ對シテ物品購買ノ唯一ノ主格トシテ之ニ關スル權利義務ノ受負ヲ委托シ且ツ之ニ會計ヲ取扱ハシムルヲ

第二 共同購買スヘキ物品ノ種類ヲ豫定シ置キテ商店ノ最廉價ニ該物品ヲ賣捌クヘキ者ヲ撰ソテ之ト特約ヲ結フヲ

亦以テ其實用効果ノ一般ヲ推測スルニ餘アラソ耳

譯

英國の鴻儒ハーバート、スベンサー氏、嘗て監獄道義 (Prison-ethics) と題する一編の論文を刊し、之れをブリッテッシュ、クォーターリー、レビュー雜誌に登載せり、其論述する所、敢て獄事の細目に亘らずと雖も、然れども刑罰の原理、其の執行の方法及び遇囚の主義凡る獄事の大綱論盡して復た餘蘊なしと謂ふへし、獄事の講究益々盛あらんとするの今日、其講究に熱心ある讀者に對し、其論旨を暴露するの亦全く無益の業にあらざるを信ず、依つて之れを反譯し、更らに本論の旨趣に據り、題名を改めて監獄玄理と名し以て本誌に連載す、讀者若し此の反譯に由り其大綱を推して節目に到るを得ば其成果は獨り譯者の僥倖たるに止まらざらんぞす

監獄玄理

英國 ハーバート、スベンサー述

第三 組員前月中ニ其翌月ノ需用ニ係ルヘキ物品ノ數量ヲ司事ヘ報告スルヲ

第四 司事ハ需用物品ノ報告アリタル翌月ノ十日以内ニ物品ヲ取揃ヘテ之ヲ申込ミタル各組員ヘ分配シ代金ハ當月ノ俸給ノ中ヨリ支辨セシムルヲ

第五 豫メ報告シタル物品ハ本人ノ必スシモノ之ヲ受取ルヘキヲ

第六 購買分配等ニ關スル總テノ雜務ハ月番ヲ以テ組員之ヲ取扱フヘキヲ

第七 雜費用ハ之ヲ當該物品ノ上ニ割付ケルヲ

第八 代金支拂不能力者ノ生シタルキハ之ヲ各組員平當頭割ニ引受ケ支辨スルヲ

以上、大略右ノ如キ方法ヲ定メ其他ノ細則ハ之ヲ時ト處トノ便宜ニ因テ規定シ德義ノ心ヲ以テ互ニ相守ルキハ事ノ施行ノ容易ナルヘキハ多辯ヲ俟サルノミナラス之ヲ手始メノ基礎トシテ進歩セハ終ニハ廣大完美ナル組合ノ發生ヲ目撃スルノ望アルヲ疑ハサルナリ、獨乙國組合ノ統計ハ現賤實ニ感スヘキ昌運ヲ示シ中ニ就テ最少數ニシテ而カモ最夥シキ組員ヲ含有スル共同消費組合ノミニテモ將ニ八百ニ垂ントス

道義に關し、二個の背反したる學理は、他の數多の背反したる學理と同じく、俱に是にして又俱に非なる所ありと謂ふへし、蓋し先天學派は其唱ふる所に真理を有ち、而して後天學派の云ふ所亦真理に適中するものあるを以てあり、故を以て凡る人間の舉止動作に關し、應當の指針を得んと欲せし、宜しく先づ二派の學理を知悉し、而る後其の可否を檢定し、其の可なる所の二派共に之れを認識せざるへからずとぞ

一方に於てハ先天派ハ主張して曰く、凡る直正にハ絶對的の標準ありと、而して或る種類の行爲に關しては其の主張する所、定とに其の當を得たりと云ふへし、蓋し人類生活の大法と社會成存の狀態とに因りて之れを推すと雖も凡る一個人の行爲にハ必然的の制限、若干ありて而かも一個人にして完全なる生活遂げ、社會にして完全なる成存を保たんにハ之れを缺くへからざるの要素となせしなり、他語以て之れを言へハ其の制限は最大の幸福の爲めに必需不可缺の要件たれはあり、然り而して此等の制限たる素と否拒す可らざるの原理に根柢し、其深きこと殆も人生其物に同じ、吾人が他の事物と區別するか爲

め特に純正道義の名稱を附する所のもの、正さに此等制限の組成する所とす

之れに反し他の一方に於て後天派の抗論する所は人類にして現在するか如く、社會にして現存するか如きものに在りて純正道義の指示する所の到底實行すへからずと云ふに在り、而して其の抗論する所の或る意義に於てハ亦其の當を得たりと云ふへし、蓋し純正道義あるものハ其の本質、毫も苦痛を加へずして能く人類の行爲を規制すべきものなるに、彼の法律なるものハ自から痛苦を加ふるの意義を表明し、而かも其痛苦ハ法律の檢束を受ける者並に其の檢束に要する費用を負荷する者、其之れを蒙むるものなれハ唯此一事能く法律の純正道義適合せざるを證明するに足れハあり、是故に若し現今の狀勢に於て法律を以て必要不可缺ものとせハ、彼の純正道義と稱する先天的の規則ハ直ちに之れを實行すへからずとハ吾人の宜しく許容すへき一事なるへし、既に此の一事を許容すへしとせハ吾人は務めて制度法律及び舉止動作を現在の人情世態に適應せしめ、又現存の制置の善惡及び之れより生ずる利害を量定し以て後天的に其の當時に至適なる法制を建置するの方

法を採らざるへからず、即ち之れを要言すれば吾人の純正道義なるものを放棄し、單に便宜に依據せざるへからざるなり

○英國警察法沿革(第一號續)

警保局出仕 日 鼻 豊 作 譯

クルト掛カラス其肇メテ郡ニ警察隊ヲ設置スル時ニ當リ土地ノ大小人口ノ多寡等ヲ考量シテ其配置スヘキ隊員ノ數ヲ定メタルモノハ同裁判官ナリシカ故ニ今日ニ於テモ内務大臣ノ許可ヲ得テ之ヲ増減スルヲ得ルモノハ特リ同裁判官ノ職權ニ屬セリ又同裁判官ハ内務大臣ノ認諾ヲ經テ巡卒長ヲ撰任シ其專斷ヲ以テ之レヲ罷免スルコトヲ得而ノ巡卒ノ監督及ヒ其整理訓練等ニ至リテハ巡卒長ノ專任ニ屬スルト雖モ亦四季裁判所ノ命令ニ從フヘキ義務ナルノミナラス内務大臣ヨリ指定セラレタル訓令ト準則トヲ遵奉シテ其範圍ヲ脫スルコトヲ許サス且ツ巡卒ハ勿論巡卒長以下ノ隊員ハ凡テ小會裁判所ノ認可ヲ經テ巡卒長之レヲ任命シ其專斷ヲ以テ之レヲ罷免スルコトヲ得ヘシ夫レ斯ノ如ク巡卒ノ員數及ヒ其任免等ヲシテ一方ニ限ラハ之レヲ郡ノ自治ニ任スト雖モ又タ一方ニ

於テハ巡卒ノ訓練及ヒ管理ノ方法并ニ給料ノ多寡被服ノ制等ニ關シテハ内務大臣ノ時々規定スル所ノ準則ニ據ラシムルカ故ニ内務大臣ハ毎年一定ノ時期ニ於テ若クハ臨時ニ檢閱ヲ各郡ニ派遣シ其當否ヲ查察セシム而シテ各郡ノ警察費中國庫ヨリ受クヘキ補助金ノ多寡ハ主トシテ此檢閱官ノ具申如何ニ由リテ決定スルノ慣例ナリ(現今郡警察隊ノ總數ハ五十九ニシテ實際郡ノ總數ハ五十二ナリ其數ニ於テ彼此相違スルトコロアルハ五十二郡ノ内「ミドルセキス」郡ハ首府警察區中ニ含蓄スルヲ以テ之レヲ扣除シ又「ヨークシャー」及ヒ「リンコルンシャー」ノ二郡ニハ各々三隊ツ、チ備フレハ之レチ六郡隊ニ「スーセツキス」及ヒ「サッフオルク」ノ二郡ニハ各々二隊ツ、チ備フレハ之レチ四郡隊ニ計算シ之レニ「アイスル、オフ、エリー」ト「ソーク、オフ、ピーターボロー」ノ二市各々一隊ツ、チ備フルヲ以テ之レチ二郡隊ニ加算スルヲ以テナリ又タ各隊ノ人員ニ多寡大小ノ懸隔アル一例ヲ示セハ其最モ寡小ナルモノハ僅ニ十三人ヨリ成レリ則チ「ラットランド」郡隊之レナリ又其最モ多大ナルモノハ一千三百餘人ノ多キチ占ム則チ「ランカシャー」郡隊之レナリ)

三、府警察隊ハ其自治專用ニ係ル警察隊ヲ設置スルハ固ヨリ其隨意ニ任スト雖凡シ人口五千ニ滿タサル市府ニシテ一警察隊ヲ設備セントスルハ其費用ハ總テ其市府ノ自弁ニシテ國庫ヨリ補助金ヲ受クルヲ得サルモノトス故ニ貧弱ナル市府ニ在テハ多クハ一警察隊ヲ設ケスシテ其所屬郡ノ裁判官ト協議ノ上其承諾ヲ得テ便宜郡府兼用ノ警察隊ヲ組織スルヲ例トス(此場合ニ於テハ兼用警察隊ハ郡巡卒長ノ指揮監督ノ下ニ屬スルモノトス)然レ氏時ニ或ハ繁盛ナル大市府ニシテ反テ郡ノ警察隊ニ依頼スルモノアリ又タ貧弱ナル小市府ニシテ却テ府費ヲ以テ專用警察隊ヲ設置スルモノナキコアラサルナリ而シテ府警察隊ノ總數ハ一百六十四前後ニシテ其盛大ナルモノハ九百人以上ノ隊員ヲ有スルモノアリ則チ「リバプール」市ノ如キ之レナリ又貧弱ナルモノニ在テハ一隊僅ニ一人ヨリ成ルモノアリ甚シキハ「グロースストル」市ノ如キハ警察事務ヲ擧テ治安及ヒ四季裁判所ニ委任シ全ク一人ノ警察官ヲモ置カサルモノアリ其他「コルニツ」シント「アイヴエス」市ノ如キハ此ノ如キ裁判所ニモ依頼セスシテ市府全体ノ人民ニ於テ互ニ此事務ヲ執リテ全ク其專任者ヲ定メサルモノ

市邑會ハ時々其會員中ヨリ委員(今會員ノ三分ノ一ニ超ユルヲ許サス)ヲ撰任シ市邑長之レカ委員長トナリ以テ其市邑ノ警察事務ヲ監督セシム而シテ此警察委員ハ選卒ノ任免ヲ掌トリ又之ヲ指揮スルノ權アリ則チ市府選卒長ハ此警察委員ノ指揮監督ヲ受クルモノニシテ前項ニ敘述セル郡警察隊ノ選卒長ノ如キ專權ヲ有スルモノニハアラサルナリ

上來述フル如ク英國ノ選卒隊ハ各自治區ニ於テ自ラ設置セルモノニシテ未タ曾テ英國全土ニ統一スルノ制度トシテハ視ルヘキモノアラサナリ然ルニ近來漸ク各地ニ散在セル警察隊ノ內較ヤ強大ナルモノハ總テ之ヲ一定ノ制式ニ由リテ訓練シ畫一ノ規定ニ準據セシメントスルノ計畫アリ則チ其計畫ニ從ヘハ純然タル兵制ノ組織ニシテ隊員ニハ監督、檢閱官、下士、選卒等ノ階級アリ又陸軍援擢ノ法アリ養老恩給ノ制アリ乃チ「ウエストライザング」選卒隊ハ此計畫ノ適例ナレハ試ニ其職員及ヒ俸給額ヲ左ニ揭示スヘシ

選卒長 一人 年俸 七百磅
選卒長代理 一人 全 百九十磅

警察ヲシテ政治以外ニ超然タラシムルハ英國力從來保持スルトコロノ政略ナリ故ニ凡ソ警察官吏タルモノハ其選卒長タルト選卒タルトヲ問ハス皆政治上ノ資格ヲ有セサルモノトス設令ハ某郡ニアリテ選卒ノ職ニアルモノハ特リ其郡内ノミナラス之レト聯合スル郡ノ選舉會并ニ此等ノ諸郡中ニアル市府ノ選舉會ニ於テモ投票ヲナスノ權利ナキモノトス若シ選卒ニシテ選舉會ニ臨ミ他人ノ投票ヲ勸誘シ或ハ之レヲ抑制シ又ハ時ニ其選舉ニ干渉センコトヲ圖ルモノハ二十「ボンド」ノ罰金ニ處スルモノトス又タ選卒ハ陪審人トシテ法庭ニ出席スルヲ得サルモノトス

(以下圖出)

○ベルナーン氏ノ犯罪人分類法 (承前)

法學士 松井慶四郎

論者ハ或ハ此身軀検査法ヲ以テ警察及ヒ裁判上ノ問題ナリトシ懲戒改悛上ニ就テ何分ノ効用ナキカ如ク論スルモノアリ現ニ余招カレタル監獄會議ノ發起人諸氏モ亦之ト同説ニシテ前回ノ會議ノ如キ亦全ク此

書記長 一人 全 二百四十磅
監督 二十一人 全 從百五十磅
檢閱官 二十九人 全 從百九十磅
下士 百二十七人 一週日 三十シリング以上
選卒 七百七十人 全 二十九シリング以下

前記ノ新制度ハ全ク兵制組織ニ出ルト雖モ其統御監督法ニ至テハ彼軍人ニ對スル特別刑法ノ如キモノヲ定メ又ハ軍務裁判所ヲ設クルヲナクシテ充分ニ能ク之レヲ活動セシムルコトヲ得タリ郡警察ニ於テ選卒長ハ其專斷ヲ以テ選卒以下ヲ免役スルノ職權ヲ有シ若シ部下ノ職員ニシテ職務ノ懈怠又ハ疎虞ノ事實アリト思料スルトキハ直チニ其官等ヲ貶黜シ或ハ一週間ノ罰俸ヲ科スルコトヲ得又タ選卒ニシテ就職後一ケ月以內ニ辭職シ若クハ退職スルトキハ其俸給ノ殘額ヲ沒收シ裁判官ノ決即裁判ヲ以テ五「ボンド」ノ罰金ヲ科スルノ法アリ又タ選卒ニシテ職務ヲ怠慢ニ付シ或ハ故サラニ職務ヲ執ラサル場合ニ於テハ即決裁判ヲ以テ十「ボンド」ノ罰金若クハ一ケ月ノ苦役ニ處スル等ノ制アリト雖モ尙ホ全體ノ上ニ於テハ選卒カ普通法律ノ支配ヲ受クヘキ範圍ハ頗ル廣闊ニシテ重輕罪犯ノ如キハ一般人民ト同一ノ處分ヲ受クヘ

說ヲ包持シタル者ノ如シ或ハ所々ノ監房ニハ常慣犯罪人アリ或ハ此レノ牢室ニハ初犯ノ犯罪人ノミナリト云カ如キヲ研究スルモ監獄長官ニ於テ何ノ干スル處アテンヤト論スルモノアリ然レ今日ノ監獄官ハ唯在監囚ヲ監守スルノミヲ以テ足レリトスル力之ヲ改悛セシムルニハ其前科ヲ知ルト否ラサルトニ關セサルカ其ノ之ヲ監督スルニ初犯再犯ヲ同等ニ取扱フヲ善シトスルカ或ハ此等ノ犯罪人ヲシテ互ニ同監房ニ在ラシムルヲ以テ得策トスルカ自ラ身分ヲ隱ス被告人ヲシテ長ク監房ニ在ラシムルハ自ラ不利益ノ事ヲ行ハシムルニ非スヤ昔時ノ所謂牢屋ノ苦痛ヲ減少スルノ方法ハ今日ノ監獄學ニ於テ目的トスル處ニアラスヤ之ヲ實行スルニ至テハ經濟上監獄費ヲ減スルノ決果ナシト信スルカ其利益實ニ枚舉ニ遑アラサルナリ又前科證明ノ事ヲ監獄官ニ委任スルハ頗フル分業ノ原則ニ適フモノニシテ甚ク嘉スヘキモノアリ何トナレハ裁判官ハ勿論裁判所ノ書記ト雖モ各々其受持ノ事業ノ爲メ一々犯罪人ノ身軀ヲ検査スルノ餘暇ナキナリ余ハ又此法ノ廣ク列國ニモ行ハレシト望ムニ止マサルナリ其施行手續ニ至リテハ「エンストリユクシヨ」シギヤレチック」ト題スルニ監獄

ノ心得書ニ詳ラカニシテ五年來ノ經驗ト勉強トニヨリ得タル計量ノ項目及ヒ方法等ハ皆之ニ説明セリ然レ余カ提出シタル項目方法ヨリ他ニ優等ナルモノアル以上ハ之ニ何等ノ決果ヲ加フルヲアルモ敢テ其變更ヲ拒絕セサルヘシ唯我輩カ諸國ニ向テ希望スル處ハ各國カ斯ル別々ノ項目方法ヲ取り一般ノ合致ヲ妨ケサランヲ煩ヌニアリテ其計量ノ項目方法機械等ヲ一定スルハ最モ容易ナレバ唯注意スヘキハ各國カ自分固有ノ制ヲ施行セサル前ニ於テ之ヲ一定スルハ是レナリ何トナレハ個々別々ノ制増加スルニ至ラハ遂ニ列國ノ間ニ調合ヲ求ムルヲ難ケレハナリ是レ偏ニ列國ノ將來ニ向テ希望スル所ナリ (完)

○メルボン監獄吏員服務規律(承前)

警保局出仕 眞木 喬 譯

第六十八條 醫師ハ日記簿ノ外醫長若クハ監察官ノ要求ニ係ル他ノ帳簿ヲ調製所持シ又醫長若クハ監獄官ヨリ報告ノ請求アルハ其請求通りノ報告ヲ爲スヘシ

第五章 巡回傳教師ノ分掌

第六十九條 巡回傳教師ノ職務ハ單ニ囚徒ニ對シ宗

一 監獄本署并ニ「ペンツクシユ」及「メルボン」拘置監ニ於ケル物品管理者

二 物品管理者ナクシテ上席看守アル所ノ上席看守

三 前二項外ハ監獄ニシテ年長看守アル所ニテハ其年長看守又ハ看守長

第七十四條 物品管理者ハ監獄ニ於テ受領シ又ハ製造產出セシ總テノ公有財產ヲ保管シ且之ヲ正當ニ領置シ又時候其他ノ事故ニ依テ破損セサル様保存スヘシ

監獄官ノ許可ナキハ物品ノ出納ヲ爲スヲ得ヌ又總テ必要ナル簿冊ヲ所持シ出納ノ報告ヲ爲スヘシ

第七十五條 食物臥具衣服其他如何ナル物品ニテモ検査ノ上其内ニ規則外ノ物件ノ包藏ナキヲ證明スルニアラサレハ監獄ニ入ル、ヲ得ヌ假令ハ差入ノ許可ヲ得タル物件ト雖モ不正ノ使用ニ供スル認メアルモノハ看守長ニ於テ之ヲ差止ムルコトヲ得

第七十六條 物品請負商ヨリ上納セル總テノ物品ハ一度ニ之ヲ検査シ若シ惡シキモノ又ハ使用ニ適セサルモノアルトキハ直チニ其旨ヲ監察官ニ報告スヘシ飲食品并ニ消耗品ハ條約通りニ受授スヘシ

旨上ノ教誨ヲ爲スニ止マルモノトス
又監獄官ニ依テ制定セラレタル時間内ハ日曜日又ハ祭日ニ神祭ヲ行フヲ
其宗旨ニ属スル分房若クハ寂寞監禁ニ係ル各囚ハ少クトモ一週間ニ一回巡説シ其他ノ囚徒ヘハ便宜ノ日時ニ巡説スヘシ

第七十條 承認テ經タル宗教ハ管長ノ傳教師ナキ監獄上ノ安神并ニ助言ヲ與フル爲メ來監教説スルコトヲ得若シ傳教師アルハ其許諾ヲモ經ルヲ要ス役業并ニ獄則ニテ與スルコトヲ得ヌ

第六章 看守長見習ノ分掌

第七十一條 看守長見習ハ看守長ノ指揮セル事務ヲ行フヘキモノトス其位地ハ看守長ニ亞キ看守長ノ不在中ハ監獄ノ管理ヲ掌リ獄則又ハ命令ニ就テハ一般ニ看守長ニ對シテ責任ヲ有ス

又第守長ノ不在中ハ決シテ監獄ヲ離ル、ヲ得ヌ

第七章 物品管理者ノ分掌

第七十二條 時々政府ノ定ニ係ル物品及其運搬規則ハ適用セラレ得ル丈長ク嚴密ニ實行スルヲ要ス

第七十三條 前條ノ規則ヲ施行スルメ左ノ吏員ヲ以テ物品ノ管理者トス

第七十七條 監獄内ニアル政府ノ物品ヲ以テ製造シ又ハ貯蓄ニ依テ生シ又ハ其他ノ方法ニ依リ國費ヨリ生シ若クハ國費ヲ以テ得タル各種ノ物品ハ公有財產ト稱シ且公有財產トシテ取扱フヘキモノトス

第七十八條 公有財產トシテ取扱フヘキ物品ハ之ヲ倉庫ヨリ取出シ公用ニ供スル前規定通りニ烙印スヘシ

第七十九條 官有地ニ属スル不動産外ナル公有財產ハ如何ナル物品タリトモ私用ニ供スルヲ得ヌ

又官ノ物品ハ私用ニ供スル物品ノ製造用ニ供スルコトヲ得ヌ但監察官ノ認許セシ規程ニ據テ製造品ノ代價仕拂ヲ確証スルハ此限ニアラス

第八十條 物品管理者ハ現ニ使用保管セル各吏員ニ對シテ其物品ノ計査ヲ爲シ又半年毎ニ各物品ノ検査ヲ爲シ又毎年一月及六月ニ各物品ノ總計ヲ爲シ而シテ各物品ノ狀況ヲ報告スヘシ

第八十一條 物品ノ管理ヲ爲スヘキ各分課員並ニ其他ノ吏員ハ過多若クハ不必要ノ請求ニ應ゼズ適當ナル儉約ヲ行フコトニ注意シ損傷紛失等セサル様ニ豫防スヘシ
紛失セシコトアルハ其際之ヲ報告スルニアラサ

レハ其儘ニ決算ヲ通過セシムルコトヲ許サス

第八章 教師

第八十二條 教師ハ學校及書籍館ヲ主管シ之ヲ適當ニ管理シ書籍館ニ在ル宗教書並ニ一般普通ノ書籍ニ係ル修理及出納ヲ掌リ其外看守長ヨリ要求セル事務ヲ執行スヘキモノトス

第八十三條 教師ノ設置ナキ監獄ニ在ツテハ倉庫管理若シテ書籍ノ管理ヲ爲シ又教師ノ屬スル事務ニシテ書籍ニ關スル事項ヲ取扱フヘシ

第九章 工業監督吏

第八十四條 工業監督吏ハ毎朝其監督ニ屬スル囚員ヲ集合シ之ヲ既定ノ工場ニ引卒シ成規ノ時限ニ罷役シ各還房スル迄ハ之ト同居シ又監獄則チ遵守シ自己ニ委託セラレタル工業ヲ適當且速カニ仕上クル事ニ就キ責任アルモノトス

第八十五條 外役囚ノ工業監督吏ハ該囚徒ニ對スル安全ナル監督法ヲ施シ出來得ヘクハ各囚徒ニテ二人ノ看守ノ中間ニ在ラシムル様其組合ヲ分ツヘシ

第八十六條 工業監督吏ハ其監督ニ屬スル各組合囚ノ使用ニ供出スル器具ヲ理管シ及需用品ノ請求ヲ爲シ成規通ノ方法ニ依リ或ル時期毎ニ器具及需用品ノ決算ヲ爲スヘシ

第九十二條 週徒ノ自衣並ニ私有物品ハ總テ之ヲ保管スヘシ但領置スル前總テ清掃若クハ薰蒸シ又ハ日光ニ曝ラシテ乾燥シ畢テ其所有者ノ姓名ニ就キイロハ順ニ之ヲ格納シ又少クトモ三ヶ月ニ一回之ヲ點檢シ或時間之ヲ大氣ニ曝ラシ其他傷害ヲ防クニ必要ナル方法ハ之ヲ施用スヘシ

第九十三條 上等看守ハ晝間ハ監房ノ鍵鑰ヲ管守シ囚徒ノ房内ニ拘鎖セラレタルヤ否ヤヲ檢査シ各監房並ニ分諸其他ノ場所ノ掃除又ハ食糧及ヒ餉銀ノ支出ヲ監視シ又午後八時ニ各監房并ニ分房ヲ巡警シテ其主管事務ノ正當ニ行ハレアルコトニ就キ満足シタル上其狀況ヲ看守長ニ申告シ且之ニ鍵鑰ヲ交付スヘシ

又一週間ニ一回以上夜間ニ監獄ヲ巡視スヘシ此場合ニハ巡セシ旨ヲ巡視簿ニ登記シ置クヘシ

品ノ決算ヲ爲スヘシ

第八十七條 工業監督吏ハ正當ノ許可ナキ或ル種類ノ工業ヲ起シ又ハ之ニ囚徒ヲ使役スルコトヲ得ス都テ爲シ得タル工業ニ就テハ其狀況并ニ囚徒ノ行狀ヲ記錄シ置ヘシ又看守長ヨリ計表若クハ報告ノ要求アル片ハ之ヲ看守長ニ報スヘシ

第八十八條 看守長ヨリ或事務ヲ爲スヘキ爲メニ召喚セラレハ之ハ之ニ應シテ其事務ニ従事スヘシ

第十章 上等看守

第八十九條 上等看守ハ看守長見習ナキ所ニテハ看守長ノ次位トナリ看守長ノ不在中ハ監獄ノ誡護ニ任シ一般ノ秩序ヲ保維シ監獄則チ施行スル上ニ就テハ看守長ニ對シテ責ヲ負ヒ不規則ナル事ヲ認知セシトキハ之ヲ看守長ニ報告スヘシ

第九十條 上等看守ハ看守長監督シ其職務並ニ武器使用上ノ訓練方ニ注意シ又囚徒ノ拘禁上ニ就キ取理アル片ハ正當ニ審問シ通商並ニ禁制セラレタル通信ヲ防止スルコトニ注意スヘシ

第九十一條 上等看守ハ總テノ機械、備品、臥具、器

第九十四條 上等看守ハ自ラ總囚ノ點檢ニ從事シ又之ヲ寢室分房若クハ運動場ニ引卒シ鍵鎖ヲ附セラレタル囚徒ノ足械若クハ手鎖ヲ檢査シ定時ニ總テノ常燈ニ点火シ且成規ノ時間点火シ置クコトニ注意スヘシ

第九十五條 上等看守ハ總テノ場所ニ就キ警守セラレアルヤ否看守ハ適當ニ軍裝シ若クハ制服ヲ着用セルヤ否外役囚ニ對シ充分ナル警護ヲ施行シアルヤ否又各役場若クハ警守所等ニ關スル特別ノ規程ヲ看守ノ知得セルヤ否ヲ監査スヘシ

第九十六條 上等看守ハ其配下ヨリ出ス所ノ賜暇願其他總テノ願書ヲ受領シ之ニ意見ヲ附シテ看守長ニ差出スヘシ

第九十七條 上等看守ハ日記簿并ニ過失簿ヲ所持シ日記簿ニハ各看守ノ爲シ得タル事務ヲ登記シ過失簿ニハ總テ看守ノ爲シタル過失并ニ其處分方テ登記スヘシ(以下同出)

○英國判事サーヘンリーホーキン
警察官ニ與フルノ書
茲ニ本書ヲ草メ諸君ニ數言ヲ呈セントスルニ當リ余

ハ警察官タルモノ、職務ヲ一々列舉セントスルニア
ラスシテ凡ソ良官タラント欲スルモノ、須ラク服膺
スヘキ事柄ヲ述ヘントスルニアリ故ニ諸君深ク余ノ
言ヲ所チ守レハ警官トシテハ身ノ榮達ヲ得ヘキハ勿
論ナレモ若シ之レヲ怠ラハ常ニ下流ニ墮落タルヲ免
レス

先ツ第一ニ諸君ノ胸裡ニ銘記スヘキハ總テ諸君ノ上
位ニ立ツモノニ能ク從ヒ諸君全体ノ行爲ヲ制スルノ
規則ハ確ク之ヲ守ルニアリ余ハ斯ノ如ク從順ニシテ
能ク守ルヲ以テ警察權ノ成立ニ欠クヘカラサルモノ
トス故ニ長官ヨリ命令ヲ受クレハ之カ當否ヲ論スル
ニ及ハス直ニ遵守シテ可ナリ命令ノ當否ハ諸君之ヲ
論スルノ責ナシ諸君ノ責任只之ヲ守ルニアリトス
諸君若シ彼ノ行爲ヲ慎ミ欣然命ニ應スルモノ遂ニハ
他人ニ使役セラル、ノ地ヲ脱シテ已レ人ヲ命令スル
ノ域ニ達スルヲ至難ニアラサルヲ知ラハ豈從順ナラ
スシテ可ナランヤ又服務規則ノ必要ナルハ一目瞭然
ニシテ性質階級相同シカラサルモノヲ集メテ同一ノ
事務ヲ執ラシムル事警察官ノ如キニアツテハ動作出
入ヲ畫一ナラシムル爲メ何人ニモ適用スヘキ規程ヲ
設クル誠ニ已チ得サルナリ是レ諸君ノ舉動ハ嚴肅ニ

以テ一種ノ快樂トナシ職務時間ノ痛苦モ爲メニ幾分
ヲ減スルニ至ラン之ニ反シテ此ノ習慣ヲ作ルチカメ
サルモノハ法廷ニ臨ンテ證人トナルモ多クハ曖昧模
糊ノ陳述ヲ爲スニ過キス

諸君若ク犯罪ノ數ヲ可及ノ減少スルヲ勉メ已レノ怠
慢ニ依リ人ヲシテ罪ヲ犯サシムルヲ勿レ余ハ其擔當
區内ニ於テ一ノ犯人ヲ出サ、ル巡查ヲ以テ夫ノ徒ヲ
ニ己レノ送致シタル犯人有罪ノ宣告ヲ受クルノ多キ
ヲ見テ喜フモノニ比スレハ其優ルヲ數等ノ上ニアリ
トス素ヨリ後者ノ爲ス所外觀美ナルニ相違ナシト雖
モ前者ハ法律ノ趣意ニ適フモノナリ何トナレハ法律
ノ目的ハ罪ヲ防クヲ以テ第一トス故ニ一地方ニ於テ
數多ノ犯罪ヲ出ス時ハ或ハ人ヲシテ其地ノ警察事務
周到ヲ欠クニアラサルナキヤ疑ハシムルニ足レハ
ナリ

凡ソ事務ニ臨ンテハ諸君ノ情性ヲ抑制スルヲ怠ル
ヘカラス憤懣ノ人事ヲ處スルニ適セサルハ恰モ酩酊
ノ人職務ニ堪ヘサルカ如ク警察官タルモノニ屢々要
スル所ノ沈思熟慮ハ斯ル人ニ向テ得テ望ムヘカラス
故ニ諸君ハ訂寧人ノ云フ所ヲ聞キ時ニ諸君カ探ル所
ノ方向ニ反對ノ證明ヲ爲スモノアルモ之ヲ信シテ倉

出入ハ時ヲ誤ラス衣服身體ハ清潔ニ其他茲ニ枚舉ス
ルニ足ラサル諸ノ事柄ヲ制スルノ規則アル所以ナリ
一人命ヲ背クモノアレハ良シ其事極メテ瑣細ナリト
スルモ忽チ他人ニ惡例ヲ及ホシ數人之ヲ犯シテ遂ニ
ハ身體ノ秩序ヲ攪亂シ一般ノ信用ヲ毀ラニ至ラン
余ハ是ヨリ進ンテ諸君カ公衆ニ向ヒ公務ヲ行フニ當
リテ將サニ心得ヘキ事ヲ述ヘン是レ他ナシ職務中ハ
一切ノ他事ヲシテ胸裡ニ留マラシムルヲ許サ、ルニ
アリ漫言ハカメテ之ヲ避ケサルヘカラス諸君ハ唯タ
快樂ヲ以テ畢生ノ目的トナスモノ、如ク茫然時ヲ費
スヘカラス實ニ諸君カ拱手漫語ノ内ニ費ス所ノ此時
間ハ公衆カ諸君ニ向テ孜々事務ニ勉強スルヲ需ムル
ノ權利ヲ有スルモノニシテ諸君ハ此時間中ハ絕ヘス
儼然左右ニ起ル所ヲ觀察セサルヘカラサルノ責アル
モノナリ彼ノ世人チノ動モモレハ巡查ハ最も必要ナ
ル時ニハ決シテ其所在ヲ知ル能ハストノ嘆アラシム
ルモノハ正ニ此拱手漫言ニ基ク所ナリ加之一ト度ヒ
此ノ惡風ヲ作タルモノハ決シテ銳意事ニ當ルモノ、
如ク左右ニ注目スル能ハス然リ而シテ銳意左右ニ注
目スルノ習慣ハ諸君カ力メテ之ヲ行ハ、養生スルニ難
カラスシテ一ト度ヒ養成スルヲ得ハ諸君ハ却テ之ヲ

卒ノ斷定ヲ下ス勿レ斯カル證明ヲ爲スモノハ諸君ノ
職務ヲ行フヲ妨害セントスルニアラサルナキヲ保ス
ヘカラス

好ンテ他人ノ身事ニ干涉スルハ頗ル危險ノ害ヲ生ス
ルノ恐アリ熱心事ヲ執ルハ即チ可ナリ然レモ一步ヲ
誤リ無用ノ細事ニ嚚チ容ル、モノハ管ニ人ヲシテ警
察官ヲ厭忌セシムルニ過スシテ害アルモ益ナシ加之
平素事ヲ好ンテ漫リニ干涉ヲ爲スモノハ其報スル處
多ク修飾ヲ加フルチ免レス余ハ尙ホ後段ニ之ヲ詳細
チ説キ以テ諸君ニ其害ノ恐ルヘキヲ知ラセメン
警察官ニ付與スル所ノ權力頗ル大ナリ隨テ之ヲ濫用
シテ壓制苛酷ヲ行フノ機會亦尠シトセス就中已レノ
看守内ニアルモノニ對シテハ特ニ甚シトス諸君願ク
ハ嚴格ニシテ殘忍ナルヲナク權力ヲ使用スル常ニ小
心翼翼タルヲ忘ル、勿レ若シ人アリ重罪犯アリト稱
シテ逮捕ヲ乞フモ必ラス之ヲ逮捕スルヲ要セス先ツ
犯罪ノ性質周圍ノ事情被告訴者ノ爲人ヲ見タル後徐
ニ判斷ヲ下シテ可ナリ
疾病者ヲ誤テ酩酊者ト見做シタル爲メ種々ノ弊害ヲ
醸シタルヲアリ是レ亦深ク注意セサルヘカラス
被告者ノ訊問及其陳述ヲ報告スルニ巡查ノ所爲ヲ論

難スルモノアルハ余ノ往々聞ク所ナリ故ニ余ハ斯ル場合ニ於テ警察官タルモノ、爲メ適當ナル處分方ヲ述シ

犯罪アリ諸君其犯人ヲ發見セント欲スルニ當ツテハ何人ニテモ諸君カ據テ以テ必要ノ報告ヲ得可シト思考スルモノヲ求メ又ハ之ニ向テ訊問ヲナスハ素ヨリ差支ナシ諸君若シ犯人ヲ發見シ得ヘクンハ之ヲ發見スルハ其職分ニシテ之カ爲メニハ斯ル訊問ヲ爲スハ亦タ己ムヲ得サルナリ故ニ訊問中偶然犯罪者其人ヲ訊問シ犯人タルヘキ答辯ヲ得タル時ハ其答辯ヲ證據ト爲シ之ヲ以テ被告人ヲ罰スルノ用ニ供スルヲ得ヘシ

然レモ警察官逮捕狀ヲ有スルカ又ハ職權ヲ以テ逮捕ヲ爲サントスル時若クハ犯罪人ヲ看守セルニ際シ其被告事件ニ付テ訊問ヲ爲スハ不可ナリ裁判官若クハ陪審官ト雖モ被告人ヲ誘導シテ罪ニ蹈ル、如キノ訊問ニ答辯セシムルヲ得ス然ルニ況ンヤ警察官其人ノ如ク單ニ被告人ヲ逮捕シ之ヲ看守スルヲ以テ其職ト爲スモノニ於テオヤ故ニ警察官ハ人ヲ逮捕スルニ當ツテハ只タ被告人ニ其令狀ヲ示シ逮捕ヲ受クル所以ノ被告事件ヲ知ラシム可シ之ニ對シテ何事ヲ云フモ

コ信ヲ措クモノナキニ至ルハ亦怪ムニ足ラサルナリ諸君ト被告人トノ談話ヲ報告スルニ當ツテハ其初ヨリ終マテ毫モ増減變換スルナク彼我ノ言語ヲ其寫出ス事ヲ力ムヘシ被告事件ノ事實ニ付テモ亦タ然リ諸君ノ意見ヲ以テ彼ハ必要ナリ是ハ必要ナラストシテ取捨ヲ爲スハ甚ダ不可ナリ諸君ハ事實ノ要否ヲ判スルノ權ナク之ヲ爲スハ其職ニアラス之ヲ約言スレハ被告人ノ爲メニ利益トナルヘキ事モ又タ不利トナル事モ總テ之ヲ報告セサルヘカラス何トナレハ諸君ノ希望スヘキ所ハ公平ヲ守リ無辜ヲ助クルニアルヲ以テ仮令被告人ノ罪アルヲ疑ハサルモ浸リニソノ利益トナルヘキ事實ヲ包藏スルカ如キ偏頗ノ所爲アルヘカラス偏頗ノ所爲ハ結局己レノ信用ヲ傷ツクルニ過キサルノミ被告人若シ諸君ト談話スルニ當リ何事ヲカ申立テ諸君之ニ據テ訊問ヲ爲スノ機會アラス其ノ被告人ニ利ナルト不利ナルトニ關セズ之カ訊問ヲ爲シ後日被告人審判ヲ受クルニ及ンテ此陳述ノ眞偽ヲ證明セシムヘキ證人ヲ請求スヘシ又タ被告人證人ノ召喚ヲ請求スルヲアラハ諸君ハ力ヲ盡シテ被告人ノ便宜ヲ計ラサルヘカラス又タ己レノ記憶大ニ負ムヘキヲ誇ル人ト雖モ被告人

云ハサルモソハ被告人ノ隨意ニ任シテ可ナリ警察官被告人ヲ強テ其被告事件ニ關スル何事ヲカ言ハシムル如キハ斷シテ不可ナリトス若又タ被告人ノ陳述約束若クハ強迫ニ出ワルヲアラハ仮令充分ナル自供ト見ルニ足ルトスルモ被告人ノ利益ニ反シテ之ヲ用ユルヲ得ス固ヨリ被告人カ自ラ爲サント欲スル任意ノ陳述ヲ聽キ證據トシテ之ヲ報告スルハ毫モ差支ナク被告人相互ノ談話又ハ他人ニ對スル談話ヲ聞キ之ヲ證據トシテ報告スル如キモ亦更ニ差支ナシトス然レモ警察官ハ豫メ被告人ヲシテ己レニ不利ナル陳述ハ之ヲ爲サハルヘカラスノ責ナク而シテ其云フ所ハ皆他日己レニ對シテ不利益ノ用ヲ爲ス事アルヲ知ラシムルニアラサレハ其言行ヲ以テ被告人ヲ誘導若クハ獎勵シテ陳述ヲ爲サシムヘカラス汝ノ眼ヲ開キ汝ノ耳ヲ側テ汝ノ口ヲ閉セトハ警察官被告人ヲ遇スルニ當テ須臾モ忘ルヘカラス汝ノ金言ナリ蓋シ沈黙シテ注意ヲ怠ラサレハ諸君カ聽クヲ要スル事ハ總テ之ヲ聽クヲ得ヘケレハナリ

夫ノ功言令色被告ヲ喜ハシメ以テ事實ヲ發見セントスルカ如キハ極メテ不正ニシテ諸君若シ如斯事ヲ爲サハ必ス譴責ヲ受クルヲ免レス而メ諸君ノ證言モ疑ノ交渉スル談話及被告人ヨリ諸君ニ申立ツル處ハ每語之ヲ筆記シ審判ニ臨ンテ其筆記ヲ法衙ニ携帶スヘシ余ハ之ヲ爲スノ甚タ必要ナルヲ信スルヲ以テ諸君ニ勸メテ之ヲ行ハシムル爲メニハ千萬言ヲ費スモ尙ホ足レリトナス能ハス

余ハ本書ノ局ヲ結フニ先チ諸君ノ爲メニ最モ必要ナルヲ述ヘントス何ソヤ曰ク如何ナル場合ニ於テモ諸君ハ正實ニアラサレハ何事モ言ハサル事はナリ諸君ハ眞僞ノ間髪ヲタモ容レシムルヲナク被告人ノ談話及其申立ヲ報スルニ當ツテハ一言一句モ修飾ヲ加フヘカラス諸君若シ檀ニ修飾ヲ加フル如キヲアラフヘカラス其害無根ヲ傳フルニ比スレハ更ニ甚シトス何トナレハ無根ノ虛事ハ之ヲ辨知スル敢テ至難ニアテスト雖モ實事現ニ存シテ之ニ彩色ヲ加フルニ至ツテハ殆ント識別スルノ道ナカラン且ツ修飾以テ事ヲ傳フルモノハ遂ニ自ラ其虛ナルヲ知ツテ之ヲ傳フルニ至ルナキヲ保ツヘカラス然リト雖モ徒ニ省畧シテ全般ヲ報セサル亦タ甚タ不可ナリ何トナレハ諸君カ省畧スル處ハ即チ事實ノ幾分ニ不足ヲ來タス處ナレハナリ之ヲ要スルニ諸君ハ法衙カ諸君ノ證言ニ措ク處ノ信用如何ニ大ナルヤヲ察シ被告人ノ生命自由ハ諸君ノ

證言ニ依テ左右セラル、ノ場合掛カラサルヲ考ヘ不
實ノ證言遂ニ無辜ヲ陷レテ死地ニ就カシメ或ハ固圀
ニ苦役セシムルノ懼ルヘキヲ知ラサルヘカラス又タ
法術ニ出テ、證言ヲ爲スニ當ツテモ己レ被告ノ有罪
無罪ヲ決スルノ職ニアラスシテ之ニ關シテハ更ニ吻
ヲ容ル、ノ權ナキヲ忘ルヘカラス此場合ニ於テ諸君
務ムヘキハ只タ其知ル所ヲ法術ニ告グルニ過キス而
シテ事實ヲ探テ判定サ下スカ如キハ一ニ陪審官若ク
ハ警部(警察署ニテ審)ノ責ニ任スル所ナルヲ以テ彼
等ハ適法ノ判定サ下サンカ爲メ諸君ヲシテ其見聞ス
ル所ヲ述ヘシムルノ權利ヲ有スルモノナリ余ハ法術
ニ於テ故ラニ事實ヲ包藏シ若クハ不實申立ヲ爲スモ
ノアレハ之ヲ稱シテ偽証ト云ハント欲ス偽証トハ諸
君ノ知ル如ク七ヶ年ノ懲役ヲ以テ罰セラル、所ノ犯
罪ニシテ若シ法律ニ從事スル官吏之ヲ犯スアレハ
極メテ嚴刑ヲ受クヘキハ理ノ賭易キ所ナリ故ニ諸君
ハ如何ナル場合ニ於テモ何事ニ付テモ毫モ修飾増減
ヲ爲サス公平無私正實ノ陳述ヲ爲スノ決心ナカルヘ
カラス或ハ諸君眞實ノ言ニヨリ諸君ヲ召喚シタルモ
ノ、希望ヲ空クスルヲナシトセス又タ時トシテ自家
失策ヲ發表スルヲナキニアラスト雖モ此等ハ他日諸

てせり、予をして此確信を懐かしめし重なる原
因は實に此書籍あり、足下若し未だ一讀せしこ
どなくんハ請ふ書中日本の獄制と題する記事を一
讀し、予の右の確信を起せしことの偶然あらざる
を諒知すへしと、此良著書の出版せられしことは
予既に新刊の監獄雜誌に據つて之れを知れり然れ
とも未だ此を一讀せしことなし、即ちセ氏の言ふ
に任かせ先づ日本の獄制と題する條下を一讀せし
に假令全く誤謬を以て満たされたる記事のみに
あらざるも多くの是れ過譽其實に過せざる虚妄な
り、一讀の後笑つてセ氏に告げて曰く此記事の間
々誤謬の塵あるの實は足下の實際に見る所の如し
然れども予の之を以て此書の價直を輕重するに足
らざるへしと信を恐らく著者自らも此記事の必
ずしも確實なることは認めざりしからん之を認め
すして故らに之を掲けし所以のものは著者の獄事
改良に熱心ある、白色人種をして東洋の一孤嶋た
る日本帝國に於ても既に業てに獄務改良事業の期
くまで發達進歩したるを知り勇往奮進し一層、
其着手の事業に銳意熱心せしめんと欲せしを以て
なり、足下も亦た之を一讀して刺撃を受けたるの

君カ眞實ノ陳述ニヨツテ得ル所ノ信用ニ比スレハ毫
モ愛フルニ足ラサルノミナラスシテ失策ヲ發表スル
如キハ却テ將來ノ戒トナルヘシ
「以上述フル處ハ唯余カ一篇ノ老婆心ヨリ諸君ノ爲
メ執務ノ標準二三ヲ示スニ過キス尙此他余ノ耳目
ニ觸ル、處少キニアラスト雖モ本文之レカ詳細チ
載スルヲ以テ茲ニ筆ヲ擱ク」
一千八百八拾二年六月五日

法學士 石 井 常 英 譯
エツチ、ホーキンズ

雜誌

○日本の獄制

一日、ゼーバツハ氏を訪ふ氏示すにホルツエンド
ルフ及びヤーゲマン兩氏の新著に係る獄事全書と
題する書を以てし且つ曰く予嘗つて足下に語るに
予の貴國に來着して親しく監獄の實況を一覽する
迄ハ貴國の獄制の大に完備整頓せることを確信し
少くも首都東京に於ける監獄の如きは既に分房制
を實行しつゝあること、信認し居りたることを以

一人なりしなるへし、且つ又我が國に取りても優
美の讃辭ハ之を受くるおど固とより心に屑しとせ
ざる所あれとも其實を謂ざるの點は多くは我が當
局者の常に熱心なる企望なるにも拘はらず未だ之
を成就し得ざるものなり故に早晚ハ之を成就し得
へきもの又成就せざるへからざる所のものなり、
故に邦人をして若し之を一讀せしめハ此過美の讚
辭に激動せられ益々其冀望の熱度を加へ一日も早
く其實を擧げんことを務めしむるに至るへし、此
記事を抹殺せしむるの日は即ち帝國獄制の醜觀を
發露するの日なり、當局者豈に此に顧みる所あら
ざるへけんや、故に予ハ此記事を以て當たに事に
害あしと認むるのみならず大に彼我の爲めに利益
あるとありと信す著者の賜實に大なりと謂ふへし
予は寧ろ我が國監獄改良の前途をトし喜ぶべき吉
兆として之を祝す足下以て如何とあすとセ氏も亦
た微笑して首肯し且つ抄譯して之を公示をへきこ
とを勸む即ち左に一節を譯出し讀者の一衆に供す
四月某日 綾瀬村人 岳 洋 居 士 識
第一 日本ニ於テハ千八百六十七年ノ政變即チ帝政
復古以來百般ノ制度文物著ルシク改良進歩ノ機運ニ

向ヒ復タ昔日ノ日本ヲ以テ目スヘキニアラス殊ニ刑制ノ如キハ大概チ泰西文明國ノ模範ニ則リテ之ヲ立テ殆ント一ノ間然スル所アルヲ見スト云フモ可ナリ日本ノ刑制ヲ以テ之ヲ支那ノ刑制ニ比スレハ管ニ雲泥月竈ノ差異ノミニアラサルナリ支那ノ如キハ既ニ遠フク日本ノ後ヘニ堂若タルヲ免レサルモノト謂フヘシ日本新刑法ノ規定ニ由レハ死刑ヲ以テ最重ノ刑トナシ以下徒刑流刑ニ無期アリ有期アリ云々(以下大概現行刑法ノ規定ニ同一ナレハ之ヲ畧ス)

第二 日本ニハ總計百六十個所ノ監獄アリ分ツテ之ヲ三府四十四縣ニ配置ス管理ノ方法ハ監獄ニ由リ多少優劣ノ差等アルヲ免レスト雖モ要スルニ凡ヘテ改良ノ方針ニ向ツテ其進路ヲ取ルモノナリト謂フヘシ就中首都東京ニ於ケル監獄ノ如キハ最モ其管理法ノ整頓ヲ以テ稱セラル、所ノモノナリ東京ニ於ケル未決監(監倉ト稱ス)ハ分ツテ男監女監及ヒ病監トナス已決監(監獄ト稱ス)ハ十八ノ異リタル建物ヨリ成リ一建物ニ平均凡ソ四人百五十名ヲ拘禁シ男囚女囚及ヒ懲治囚ハ全然之ヲ區別メ懲治監ハ刑法懲治人及ヒ尊族親又ハ保管者ノ情願ニ係ル懲治者トニ由リ其監房ヲ別異ス

たるもの須らく其利弊のある所を計究し豫め之れに處する所なくんばあるくからず記して讀者の一覽ニ供す

○十一月二十四日終會議事錄抄譯
本會ハ滿場ノ一致ヲ以テ左ノ決議ヲナシ本會ノ意見トシテ之ヲ公示スヘシ

第一 獄事監察委員會ヲ設ケ官吏及ヒ有識篤實ノ名士ヲシテ之ヲ組織セシム但其員數ハ便宜之ヲ定ム

委員中ニハ監獄所在地ノ裁判官檢察官及ヒ行政官ヲ選任スルヲ要ス

第二 委員會ヲシテ濫リニ獄務殊ニ監獄ノ事務紀律其他典獄ノ統括權ニ屬スル事項ニ容喙セシムルヲ禁遏スヘシ

第三 委員會ノ事業ハ單ヘテ高等監獄署ノ管督ニ屬フルモノトス

第四 委員會ノ事業ニ屬スル要點左ノ如シ

(甲) 教誨及ヒ監獄取締規則ノ執行ニ關スル事項ニ參與スルヲ

(乙) 管理上必要ト認メタル事項ヲ主務省ニ建議スルヲ

日本ニ於テ未タ一般ニ雜居制ヲ採用スルニモ拘ハラズ東京ニアツテハ既ニ第一着手ニ分房制ヲ實行スルモノアリ即チ未決監ノ如キハ盡ク分房制ニ一變シ又已決監ニ於テモ出版條例ニ觸レタル囚人ノ如キハ凡ヘテ分房ニ拘禁シ且ツ定役ニ服セシメサルモノトス構造法ノ如キモ東京ヲ始メ其他ノ地方ニ於テモ近年ニ至リ著ルシク其面目ヲ一新シ衛生其他大ニ注意ヲ施スモノ、如シ其証左ハ千八百七十一年ノ死亡統計表ニ據ツテ之ヲ見レハ在監人百人ニ付キ死亡二十人ノ割合ナリシカ千八百七十八年ニ至リテハ僅々二人二分ノ一ノ割合迄ニ減少セシヲ以テ之ヲ知ルヘシ

●獄事監察委員會

(以下次号)

今を距る五年前、即チ西曆千八百八十五年伊太利の首都羅馬府に開設したる萬國監獄會議に於て議決したる所の事項ハ一として斯の事業の改良上に取りて鴻益あらざるのなきこと勿論なりと雖も就中左に記載したる事項の如きは最も價直あるものなりと思はる惟ふに監獄問題の是れより將さに盛んからんとする今日に當り或ハ斯くの如き議論の大に勢力を有するに至るやも知るヘララズ當局者

(丙) 特赦及ヒ假出獄ノ上申ニ參與スルヲ

(丁) 出獄囚徒ノ保護事業ニ參與スルヲ

(戊) 監獄衛生ニ關スル事項ニ參與スルヲ

(己) 監獄ト用達人トノ關係若シハ受領人ノ契約ヲ監督スルヲ

是を以て見れハ所謂監察委員なるものハ我カ巡閱官に似て非なるものにして其異なるの點ハ委員の一部分ハ民間の有志者を以て組織せしむるの一事なりとす監獄の事業をして成るべく民間に連絡せしむヘシとは何人も既に疑ひなき所なれハ其方法を免も角斯くの如き委員會の設立ハ早晚其必要を催さるゝことなりと信す尤も此事ハ敢て事新しき事にハ非らず獨逸等に於てハ既ニ古ヘより之を實行し今日にてハ其効能あきを認め往々之を廢するものあるを見るに至れリ治獄家ベーム氏の如きの監察委員會に對シ反對の意見を有する人にして其著書監獄管理法に於て痛く之を排斥せリ其要に曰く委員の多くの(司法官又は行政官の如きは格別)幾ん贈として監獄の主義目的を解せざる所の人なり知らずして事に當り物を視る果して何の益する所かある、曾だに益あきのみならず之か爲めに徒

らに無用の制肘の受け獄務の敏捷活潑ある運動を阻礙せらるゝの不幸を見るの結果を恐れそんゝあらざと（小河滋次郎氏譯監獄管理法第百七十條參考）

○監獄全書

前項に記載したる監獄全書の原名をハンドブック、デス、ゲフエングニスウエーゼンス、イン、アイン、アインツエルバイトレーゲン、と稱し法學士フランツ、フチン、ホルツェンドルフ氏及び法學士チイゲン、フチン、ヤーゲマン氏の共同著述に係る、著者の一人なるホ氏とミューンヘン大學の法學教授として、又、他の一人なるヤ氏のガル、スルーへの内務書記官として俱に監獄事業の上には赫々たる効績あるの名士あり、又著者の言ふを以てすれば本書の著述事業に就て有名なる監獄専門家の助力を受けたることを尠にあらざ就中警官ベール氏、統計局長學士ベールト氏、治審裁判所長學士フエリッング大藏大臣秘書官フックス氏、書記官兼典獄エクルト氏、瑞典大學教授典獄ゴース氏、典獄クローチ氏、典獄ストレング氏、司法書記官兼典獄ウサルト氏の如き

最も其の貴重なる努力と時間を吝まらずして之を補助することに務たりと云ふされど此書の完全無缺の良著書あること予輩の多辨を保たすして明らかあり本書の大體之を分つて十二章と爲し、第一章は監獄學の基礎と題し哲學的及び法學的教育的衛生的及び行政的萬國的及び國民的の之を細論し併せて刑事統計及び刑事心理學の關係を詳述し、第二章は獄事改良の沿革及び位置と題し十六世紀より來つて終に今日の分房制に至りし迄の來歴を叙し且つ今日の現況を觀察し、第三章は行刑の本質と題し、自由刑の主義目的刑の種類分量及び行刑の方法を極論し第四章は監獄建築の方案を由へ第五章は監獄官署の組織を叙し、第六章は監獄の紀律と題し入監、取締交際、賞譽及び懲罰の事項を細論し出獄殊に恩赦、假出獄等に關する頗る精密の記事を掲け終りに警察監視の手續及び其利弊のある所を討究し、第七章は智育及び德育と題し宗教並に教育に關する事項を載せ第八章は監獄衛生と題し精密なる統計表を掲げて衛生法の秘訣を述へ第九章は監獄作業と題し其主義目的及び科役の方法を専ら漏る所なく究論し、第十章は特別監と題し懲治場、感化院、授業場、勵行院等に

關する管理の方法を詳述し第十一章は民間の事業と題し民間に屬すべき出獄人保護等に關する意見方法を唱道し、官業及び民業の結果と題したる第十二章に之精確なる監獄統計表道德統計表等を列掲して大に監獄事業の民間事業に密接離るへからざる關係因縁のある所を証明せり之を要するに此新著書の如きハ未だ曾つて我監獄社會に其類を見ざるの良書にして此書一たび出て大に監獄の面目を更新するに至るは疑ふべくもあらざるなり實に斯の道の指南車なりと謂ふへし他日尙ほ熟讀の上妄評を加ふる所あるへし

○消防講義（承前）

ナハ百分ノ十〇、七及十二、二十ナリ
「日耳曼」七聯邦ニ就テ尙範圍ノ大ナル統計ヲ作り見ルコト千八百四十三年ヨリ六十八年ニ至ル二十五年ノ間一万八千六百八十八度ノ火災ノ内千三百九十二回ハ落雷ニ基クモノナリ其内譯ハ畧ス、
海面ヲ拔キンデル高サノ關係ヨリ數テ區別スレハ「瑞西」及「埃太利」ノ各地觀測所ニ於ケル報告ヲ見ルニ海面上千三百尺乃至千四百尺ノ高ニ及ビ漸々雷雨

ノ數ヲ増シ此高サニ至リテ急ニ其數ヲ減シ來ルモノナリ雷雨ノ尤モ頻繁ナルハ六月七月八月ナリ其内地方ニ因リテハ六月ニ最モ多キアリ又七月八月ニ最モ多キアリ冬雷ハ全ク無キノ地アリト雖モ總體「獨乙」ニ於テハ南方ニ少ナク北方ニ多シハ十二月一月及二月ニ最モ多シトス
抑雷雨ハ如何ナル理由ニヨリテ起ルヤト云ニ地球表面ノ水氣ガ熱ノ爲メ蒸發ス而シテ地球表面ノ穴氣ハ熱ノ爲メ膨張セテ上昇スルヤ水ノ蒸發氣ヲ携ヘテ俱ニスルナリ愈上昇スルニ從ヒ漸ク寒冷ナル空氣ニ接シ來ル之レニ於テ水ノ蒸發氣モ亦タ漸々冷却セラレ最早氣體ニテ存在スルヲ能ハス再ヒ結合シテ元ノ水ニ還元シ微少ナル水ノ球滴トナル彼ノ雲ナルモノハ此ノ球滴ノ無數集合セルモノナリ抑モ水蒸氣力既ニ氣體ヲ止メテ水ノ液体トナレハ其形微少ナルニモセヨ已ニ是水ナリ空氣ヨリ殆ント千倍モ重キモノトナル其重キモノカ何故下降シ來ラヌカ即チ雲ハ何故ニ中天ニ駐在シテヲラル、カト云フニ是レ即チ前記ノ如ク下層温暖ノ空氣ハ常ニ上昇シテ止ラサルナリ恰モ下ヨリ上ニ流ル、空氣ノ河ヲ作りナルヲ以テ體ク此水滴即チ雲ヲハ支ヘナルナリ此無數ノ水滴ノ集合

即チ雲ナルモノハ尙ホ一層ノ寒冷ニ遭フ時ハ水滴ノ形漸ク大トナリテ其數ヲ減シ水滴愈大トナリテ遂ニ上昇ノ空氣モ之ヲ支フルコト能ハズシテ降下等是即チ雨ナリ其降下ノ途中尙ホ一層ノ冷度ニ遭ヒテ雪霰スノモノトナル

次ニ彼雷ナルモノハ初メ上昇セル水蒸氣が上層ニ於テ冷却セラレテ水ニ還元スル時今迄有シ來リシ熱勢力及ビ分子強力等ノ幾部分ハ變ジテ電氣勢力トナルニ因ルナリ(前章ヲ見ヨ)此ノ雲中ニ起リタル電氣ハ異種ノモノ相和合シテ平衡ヲ得ンコトヲ勉メ一旦和合ノ好機會ヲ得ル時ハ中途ニ塞ガル所ノ空氣ヲ貫スキ相合スルナリ此レガ爲メニ其空氣ハ激烈ナル動盪ヲ受ケテ音ヲ發ス即チ彼ノ雷聲ナリ電氣平衡ヲ得タルノ後ニ至リテハ今迄存在セシ電氣勢力ハ光勢力トナリ以テ空氣中ニ電光ヲ發スルニ至ル此等ノ變化極メテ急激ニ起ルヲ以テ此ノ光モ亦極メテ瞬間ヲ經過スルノミナリ「ホウイートストーン」氏ノ説ニ由レバ電光ノ存在ハ一秒ノ千分ノ一ノ時間ナリト云フ、電光ト雷聲ト同時ニ起ルモノナレト光リノ速度ハ一秒ニ十八万六千哩然ルニ音ハ一秒僅ニ三百四十「メートル」ニ過ギザルノ大差アルガ故ニ速ニ電光ヲ見ル

好ムヘク同ツ樹木ニテモ鬱蒼トシテ水氣ニ富メルモノ、方チ喜ブナリ又タ電氣ノ物体ヨリ飛び出シテ他ノ電氣ト加合スル際ニ當テ最モ飛び出シ易キ場處ハ尖リタル部分ナリトス、譬ヘハ板ニ少シ水ヲ付ケ之ヲ平ラニ置ク時ハ水量ハ可也多クモ点滴シテ落ルノ能ハス然ルニ筆ニ水ヲ浸シ之ヲ倒立スル時ハ直ニ水ノ点々落下スルカ如ク電氣ノ滴レ出タルモ又大ニ物体ノ形狀ニ關スルモノナリ、故ニ同高同質ノ塔テモ其先頭ノ滿圓ナルモノト細ク尖リタルモノトハ大ニ危險ノ差アル譯ナリ落雷ト云フニ尙一回簡易ナル説明チ與ヘント欲ス初メ電氣ノ雲中ニ起ルヤ之ト相對スル地面ハ直ニ反應ニヨリテ異種ノ電氣ヲ生スハ最モ雲ニ近キ最モ流通シ易キ且最モ飛出テシ場處ヲ擇ンテ此處ニ集リ此處ヨリ点々飛出シテ以テ空中ノ電氣ヲ中和セシムルモノナリ然ルニ雲中ノ電氣蓄積非常ニ多ク容易ニ姑息ノ中和法ヲ許ササル時ハ遂ニ自ラ進ンテ一跳其處ニ來リ急烈ナル中和ヲ行フ落雷即是ナリ(凡テ電氣ノ事タル原理一ニシテ説明ハ幾通りモ附ク得ルモノナレト今ハ唯單簡ニシテ了解シ易キヲ主トスルノミ)落雷ノ後直ニ反撃ト云

モ雷聲ヲ聞クヲ遲キ所以ナリ

今前記ノ理ニ因リテ一旦電氣ガ雲ノ中ニ起ルヤ反應ノ作用ニ因リテ之ト同量ノ他種ノ電氣(即チ初メノモノガ消極電氣ナラ終リノ物ガ積極電氣)ヲ近隣ノ物体ノ最近表面ニ起シ來ルナリ理學ノ定則ニ因リ異種ノ電氣ハ相引キ同種ハ相衝クモノナルガ故ニ此ノ雲中ノ電氣ハ他ノ物体ノ反應ニヨリテ發生シタル異種ノ電氣ト相引キ加合シテ平衡ヲ得ンコト欲ス今若シ他ノ雲ノ中ニ起リタル電氣ト加合スル時ハ是レ即チ所謂雷ト云フモノニテ吾人ハ普通ニ聞ク所ノモノナリ然ルニ他ノ雲ニアラスシテ地面ニ起リタル反應ニヨリ電氣ト加合スル時ハ即チ所謂落雷ナル現象ヲ呈スルモノナリ電氣ハ相加合スルニ最モ近クシテ最トモ通行ノ容易ナル道ヲ擇フモノナルガ故ニ異種ノ電氣ヲ含メル他ノ雲ヨリ地面ノ方ガ近キトキハ落雷スルモノナリ地面ノ内デモ高キ塔トカ樹木ノ頭トカ云フ尤モ雲ニ近キ所最トモ危險ナル理ナリ又タ電氣ノ流通シ易キ道ヲ與フルモノハ之ヲ良導體ト云フ金屬又ハ水、木材等ニシテ之ニ反スル不導體ナルモノハ硝子ゴム陶器乾燥セル空氣等ナリ去レバ同シ高サノ塔デモ電氣ハ銅瓦ヲ用ヒテ葺タルモノハ方チ遙カ

チ威スヘシ是レ一旦發電シタル地面カ再ヒ平衡ニ復スルカ爲メニ先ニ遙ク押遣ラレタル反對電氣ハ再ヒ來リ廣カルニ起因スルモノナリ反撃ハ如何ニ烈シクモ發火セシムナシ

抑モ落雷ノ爲メニ起ルヘキ結果ハ火災ヲ引起スヲ及建物器具等ヲ破壊シ平地ニ落チタル時ハ深キ穴ヲ穿テ岩石ニ當ツテハ之ヲ晶化シ金屬ハ之ヲ溶解シ樹木ハ之ヲ皮剥キ又ハ之ヲ溝裂シ若シ近傍ニ鋼又ハ鐵製ノ器物アル時ハ盡ク之ヲ磁氣ヲ帶ハシメ「又電信局等ニ於テハ電氣磁石又「ガルヴァノメートル」等ハ急激ニ動搖セラル、等ナリ海上ニ於ケル船舶モ亦此危險ヲ免レス某氏ノ説ニ因レハ海上ニハ冬雷雨多シ而此冬雷雨コソ却テ危險ノ多キモノナリ何トナレハ冬ハ夏ヨリモ雲カ低ケレハナリ

前既ニ述タルカ如ク落雷ノ爲メニ起サレタル火災ハ極テ多シ尙數例ヲ舉クレハ普魯西ニ於テハ平均一億戸ノ保險中年々、

千八百五十六年ヨリ千八百六十年マテ

火災總計

2067

附 録

内落雷ノ爲メニ起リタルモノ
162

千八百六十一年ヨリ六十五年マテ
火災總計
2043

内落雷ノ爲メ
159

千八百六十六年ヨリ六十九年マテ
火災總計

内落雷ノ爲メ
112

又同シク普魯西ニ於テ十六商ノ保險會社ノ保險セシ
家屋カ落雷ノ爲メニ燒カレシ割合ハ
千八百五十六年ヨリ六十年マテ年々百六十七戸
千八百六十一年ヨリ六十五年マテ年々百九十六戸
ナリ中ニ就テ千八百六十六年ノ如キハ二百六十九戸
千八百六十七年ノ如キハ三百七十戸ナリキ
又雷雨ノ時間ヲ調フルニ午後ハ午前ヨリ蒸發作用モ
盛ナレハ烈シキ雷雨ハ大概夕刻ヨリ夜半ナリトス獨
乙ノ「ミュンヘン」ト云フ處ニ於テハ雷雨ノ最多數ナ
ルハ午後二時又「ケルン」ニ於テハ三時四十五分ナリ

物体ナリ且最モ飛出シ易キ處ヲ撰擇スルモノナルカ故
ニ避雷柱ハ最モ高キヲ要シ質ハ金屬ノモノヲ用ヒ且
上部ハ細ク尖リタルヲ善トス、去レテ餘リ細キ時ハ
熱ノ爲ニ溶解スルヲアリ今其裝置ヲ略述スレハ危險
ヲ防クヘキ家屋ノ上ニ長キ金屬ノ棒ヲ立ツヘシ是ハ
佛國避雷柱協會ノ議決ニヨレハ十五「ミリメートル」
角ノ鐵ヲ用ヒシトナリ去レテ角ヨリ丸キ方却ツテヨ
ロシ銅ナラヘ口徑六「ミリメートル」位ニテ宜シ尖頭
ニ附スヘキ金屬ハ最モ導力ヲ有スルハ人ノ知ラザル
モノ多シ

此火花ノ發スル理因クルヤ電光ノ理因ト毫モ異ナル
ヲナク落雷ノ時ノ如ク火炎ノ危險アルヲ免レザルモ
ノナリ亞米利加ノ「ゲチルギア」ニ於テ傳働皮ガ其運
動ノ際烈シク鋼鐵ト摩擦セルヨリ灼々タル火花ノ出
タルヲアリ亞米利加保險事業ニ關スル著者「モーレ」
ノ言ニ因レバ千八百六十四年「マツサチユセツチニ」
ノ「ローウエル」ノ木綿紡績場ハ此ノ如クシテ發出シ
タル雷火ノ爲ニ火災ニ罹レリ
「ニューヨークランド」ノ諸州ニ於テハ此ノ如キハ實
ニ平日發見スル所ノ事ニシテ綿糸紡績場ニ於ケル職
工ノ如キハ之ヲ用ヒタ瓦斯口ニ点火スル如キ戲レチ

附 録

而シテ最少數ナルハ「ケルン」ニ於テハ午前三時ヨリ
四時迄トス
抑吾人カ茲處ニ主トシテ論スルトコロノモノハ落雷
ノ及ホス火災上ノ關係トリトス今茲ニ最モ此危險ア
ル物件ヲ舉クレハ平坦ナル原野ニ孤立スルカ又ハ市
街ニ於テ特ニ聳立タル建築物、金屬等ノ良導等ヲ
多ク用ヒタルカ又ハ細ク高ク尖リタル家屋及海面ニ
浮ヘル船舶ナリトス
電氣ト火災ノ關係吾人已ニ之レヲ知レリ然ラハ則チ
此危險ノ豫防ヲナスノ法アルヤ曰ク有リ避雷柱是也
避雷柱ノ要旨タルヤ空氣中ニ起リタル電氣カ激烈ニ
襲ヒ來ルモ善ク之ヲ導キ地中ニ至ラシメ決シテ他ノ
器物ニ亂暴ヲ行ナワシメサルニアリ、避雷柱ノ構造
善キ時ハ能ク此務ヲ成シ大ニ落雷ノ數ヲ減スヘシト
雖モ構造善カラサル時ハ却テ災害ヲ誘ヒ來スモノナ
リ避雷柱ハ電氣ヲ排斥スル爲メト思フハ大ナル謬ニ
テ却テ空中ニ起リタル電氣ヲ導キテ之ヲシテ平穩ニ
地面ノ電氣ト加合セシムルモノナリ平穩ノ手段最早
能ハサルニ至テ落雷スルヲアルモ直ニ之ヲ地中ニ導
キテ去ルナリ前論ニ於テ已ニ明カナルカ如ク電氣ノ
出入流動スルハ最モ近キ場處ニ於テ最モ流通シ易キ

ナセリ夫ハ左手チ以テ傳働皮ヲ觸レ右手ノ指チ以テ
瓦斯口ニ近接スルナリ
次ニ人間ノ体中ニ蓄積シタル電氣ガ火事ノ原因タル
ヲ述ベ人若シ米國ノ「シーラ」チバダ「及」ロキ
「山脈中ノ高原ニ於ケル非常ニ乾燥セル空氣中ニ立
ツ」久シキ時ハ肺中ニ電氣ヲ發現スルコトハ一般ニ
人ノ知ル所ナリ去レテ此ノ如ク電氣ヲ蓄積セシメラ
レタル人ガ火藥ノ如キ爆裂物ニ觸ル、ハ極メテ危
險ナリト云フマデハ想像セラレザリシナリ然ルニ同
地ニ於テ道路開鑿ノ際二回ノ爆裂騷動アリシ是レ何
レモ人跡ニ蓄積セル電氣ニ基カザル可ラザルモノナ
リキ其第一回ノ難ニ遭タルハ先ノ「ワシントン」郵便
局吏員タリシ「フロホルマン」ナル者ニメ開鑿事業
ニ用ユベキ長サ二「センチメートル」ニテ内ニ雷求チ
以テ充クサレタル銃砲凡テ二百箇ガ同時ニ爆發セシ
爲ニ眼明チ失ヒ加フルニ非常ナル火傷ヲ成シタリ其
第二回ハ「トーマス、コームス」ナルモノニテ同様ナ
ル事件ニヨリテ左手及腕ノ一部ヲ失ヒタリ此人ハ銃
砲ヲ結メル職ノ人ナリシガ摩擦、衝突等ノ電氣ヲ起
スベキ原因ナキニ忽然此爆發ニ遭ヒタルモノナリ此
二回ノ事件ガアリタルガ爲メニ鐵道設計者「スー

ロー氏ハ種々ノ實驗ヲ成シテ此不明ナル爆發ノ原因ハ果シテ人跡ニ蓄積シタル電氣ニ歸スベキモノナルヤ否ヤヲ研究シタリ同人ハ先ヅ廣キ庭ニ於テ毛布ヲ布キ斷電セシメ其上ニ小ナル箱ヲ置キタリ此ノ箱ニハ微小ナル爆發力ヲ有スル發火劑ヲ入レ置ケリ此發火劑結合スルニ長キ數箇ノ金屬線ヲ以テ遠方ニテ此ノ線ニ觸ル、如テ裝置セリ今同人ハ庭ニ立ツ「暫時ニシテ其指頭ヲ一本ノ線ニ觸レタルニ果シテ爆發ヲ來シタリ其外種々ノ發火劑ヲ以テ實驗シタルニ皆同様ノ結果ヲ呈シタリ之ニ因リテ遂ニ人跡ニ貯蓄スル電氣ハ其流出スルニ當テハ能ク爆發劑ヲシテ發火セシムルモノナリト云ヘル證據ヲ得タリ此ニ因テ同地ニ於テ隧道ヲ穿チシ時ナドハ爆發掛リノ人夫等ハ特別ノ履物ヲ用ヒテ蓄積セントスル電氣ヲ直ニ他方ニ導クヲ考ヘタリ又爆發劑ヲ陳列セル場處ニ入ル時ナドハ特ニ先ヅ沓ヲ水ニ濡スモ亦此主意ナリ

第二節 自然ニ發スル火事

抑モ火事ノ災タル其初メヤ概テ人ノ知ラサルニ起リ其既ニ酣ナルニ至テ忽チ人ノ狼狽中ニ看過セラル、者ニシテ原因何タリシヤヲ判決スルガ如キ事ハ後ニ至リ發火ノ場所發火ノ模様其他凡テ結果ヨリ推測ス

ルモノナリ而ルニ此推測ナル事ハ主務者ニシテ相當ナル理化學上ノ智識經驗及細密ナル注意ヲ有スルコアラズンバ決シテ完全ノ者トナスコト能ハザルナリ且原因ヲ細密ニ推測スルガ如キハ保險附ノ物品又ハ警察上等ニテ特別ノ詮義ヲ要スルモノアラサレハ左程細密ナル「能ハザルヲ常トスルナリ故ニ彼ノ原因不詳ノ四字ハ廣ク世間ニ行ナワレ自然發ニ屬スベキモノ、如キハ概テ其中ニ埋没セラル、ニ至リシナリ豈思ワザルベケンヤ

自然發火ハ多ク如何ナル場合ニ於テ起ルモ、ナルヤハ實ニ近年ニ至リテ發明セラレタル事ニシテ自然發火ヲ爲スベキ性質ノ如キハ既ニ種々ノ試驗ニ因テ確知セラレタリ

今自然發火ヲ推測判定ノ困難ナル證トシテ下ニ一二ノ例ヲ述ベシ

「ベルリン」ニ於テ人ノ知ル如ク屋根下ノ小室ヲ用テ磁鐵ヲ束テ入レ置ク習慣アリ是レハ屋根ノ直下ニアル物置同然ノ處ナルガ故ニ屋根ノ虛隙等ヨリ雨降毎ニ濕氣ノ入り込ムヲ常トス今此小室ヨリ發火セバ如何勿論或ル点ヨリ云フ時ハ不注意ニ因ルト云ハ免ルベカラザレモ原因ヲ推測スルニ至テハ或ハ曰ントス